

資料編 目次

1	防災関係機関等.....	1
	資料1-1 防災関係機関一覧.....	1
2	災害・危険箇所等関係.....	4
	資料2-1 大阪府域に関する計測震度等想定結果一覧.....	4
	資料2-2 南海トラフ巨大地震による計測震度及び液状化の可能性想定結果一覧.....	7
	資料2-3 河川の浸水想定区域.....	8
	資料2-4 ため池施設一覧.....	10
3	消防関係.....	11
	資料3-1 消防本部等の配置及び分団担当区域.....	11
	資料3-2 消防水利の現況.....	12
	資料3-3 消防車両及び消防団無線機一覧.....	13
	資料3-4 危険物施設一覧.....	15
4	水防関係.....	16
	資料4-1 市内観測所一覧.....	16
	資料4-2 ため池水防資材一覧.....	16
	資料4-3 水防備蓄資機材一覧.....	17
	資料4-4 重要水防箇所一覧.....	18
5	避難所・仮設住宅・ボランティア等関係.....	20
	資料5-1 指定避難所、指定緊急避難場所、福祉避難所.....	20
	資料5-2 応急仮設住宅建設候補地一覧.....	23
	資料5-3 浸水想定区域内の要配慮者利用施設一覧.....	24
	資料5-4 災害時におけるボランティア活動登録カード.....	32
6	医療機関等関係.....	35
	資料6-1 大阪府内災害拠点病院一覧.....	35
	資料6-2 救急搬送病院一覧.....	36
	資料6-3 市内医療機関一覧.....	37
	資料6-4 松原市開業獣医師会.....	44
	資料6-5 医療救護所の設置予定施設一覧.....	44
7	食料・給水・備蓄等関係.....	45
	資料7-1 応急給水拠点箇所一覧.....	45
	資料7-2 緊急給水拠点一覧.....	45
	資料7-3 災害用井戸（生活用水用）設置箇所一覧.....	45
	資料7-4 大阪府地震被害想定に基づく備蓄等の考え方について.....	46
8	輸送等関係.....	48
	資料8-1 市有車両一覧.....	48
	資料8-2 市内緊急交通路一覧.....	49
	資料8-3 災害時用臨時ヘリポート一覧.....	49

資料 8-4	災害時用臨時ヘリポートの選定基準	50
資料 8-5	物資輸送拠点一覧	50
資料 8-6	緊急通行車両等事前届出書及び届出済証	51
資料 8-7	緊急通行車両等確認申請書及び確認証明書	52
資料 8-8	緊急通行車両等の標章	53
資料 8-9	緊急通行車両等事前届出済車一覧	54
9	防災プラネット関係	56
資料 9-1	防災プラネット設置箇所一覧	56
10	災害対策本部等関係	58
資料10-1	松原市防災会議委員一覧	58
資料10-2	松原市災害対策本部の組織及び事務分掌	59
11	条例等関係	65
資料11-1	松原市防災会議条例	65
資料11-2	松原市防災会議条例施行規則	67
資料11-3	松原市災害対策本部条例	69
12	協定等関係	70
資料12-1	災害関連協定【危機管理課】	70
資料12-2	災害関連協定【消防本部】	73
資料12-3	災害関連協定【上下水道部】	74
13	自衛隊等関係	75
資料13-1	自衛隊災害派遣要請（撤収要請）依頼書	75
資料13-2	応援部隊受入れ・活動拠点	76
14	廃棄物等関係	77
資料14-1	し尿くみ取り許可業者一覧	77
資料14-2	浄化槽清掃業の許可業者一覧	77
資料14-3	し尿処理施設一覧	77
資料14-4	ごみ処理施設	78
資料14-5	清掃車両等一覧	78
資料14-6	ごみ処理委託業者一覧	78
15	様式等関係	79
資料15-1	「火災・災害等即報要領」に基づく被害報告様式	79
資料15-2	被害認定統一基準	87
16	その他	89
資料16-1	市内指定文化財等一覧	89
資料16-2	災害救助法による救助の程度・方法及び期間並びに実費弁償の基準	90
資料16-3	気象庁震度階級関連解説表	98

1 防災関係機関等

資料1-1 防災関係機関一覧

1 市

名 称	所 在 地	電 話 番 号	F A X 番 号
松原市役所	松原市阿保1-1-1	072-334-1550	072-334-7870
松原市消防本部	松原市阿保1-16-2	072-332-3102	072-332-0003

2 府

名 称	所 在 地	電 話 番 号	F A X 番 号
政策企画部危機管理室	大阪市中央区大手前3丁目1-43 大阪府新別館北館3階	06-6941-0351	06-6944-6654
環境農林水産部 流通対策室	大阪市住之江区南港北1-14-16 大阪府咲洲庁舎（咲洲コスモタワー）23階	06-6941-0351	06-6944-9604
都市整備部河川室河川環境課	大阪市中央区大手前3-2-1 2別館4階	06-6941-0351	06-6941-0381
富田林土木事務所	富田林市寿町2-6-1 南河内府民センタービル	0721-25-1131	0721-25-6109
富田林土木事務所 松原建設事業所	松原市上田3-1-25	072-335-4550	072-335-4146
南部流域下水道事務所	貝塚市港25番地	072-438-7406	072-438-8237
南河内農と緑の総合事務所	富田林市寿町2-6-1 南河内府民センタービル内	0721-25-1131	0721-24-3231
藤井寺保健所	藤井寺市藤井寺1-8-36	072-955-4181	072-939-6479

3 府警察

名 称	所 在 地	電 話 番 号	F A X 番 号
松原警察署	松原市阿保1-2-26	072-336-1234	072-334-0862

4 指定地方行政機関

名 称	所 在 地	電 話 番 号	F A X 番 号
近畿農政局 大阪地域センター	大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎1号館6階	06-6943-9691	06-6943-9699
大阪管区气象台	大阪市中央区大手前4-1-76大阪合同庁舎第4号館	06-6949-6304	06-6949-6079
近畿地方整備局 大和川河川事務所	柏原市大正2-10-8	072-971-1381	072-973-1480

5 自衛隊

名 称	所 在 地	電 話 番 号	F A X 番 号
陸上自衛隊第3師団 第37普通科連隊	兵庫県伊丹市広畑1-1 和泉市伯太町官有地	072-781-0021 0725-41-0090	

6 指定公共機関及び指定地方公共機関

名 称	所 在 地	電 話 番 号	F A X 番 号
松原郵便局	松原市上田 1-1-10	072-331-0200	072-331-7079
松原一津屋郵便局	松原市一津屋 1-21-19	072-336-4150	072-333-7049
松原駅前郵便局	松原市上田 3-6-1	072-333-4371	072-331-7406
松原岡郵便局	松原市岡 3-4-42	072-333-4375	072-333-7075
松原高見郵便局	松原市高見の里 3-4-2	072-333-4378	072-335-2806
松原三宅郵便局	松原市三宅中 3-11-6	072-333-4373	072-331-7096
松原新町郵便局	松原市南新町 1-13-5	072-333-4374	072-333-7074
松原天美西郵便局	松原市天美西 2-1-17	072-335-7025	072-336-0491
松原天美東郵便局	松原市天美東 6-15-14	072-333-4377	072-335-2843
松原天美南郵便局	松原市天美南 1-93-5	072-337-0620	072-336-7576
松原天美北郵便局	松原市天美北 3-14-25	072-336-2700	072-336-7578
松原天美郵便局	松原市天美南 5-2-34	072-333-1600	072-333-7069
松原別所郵便局	松原市別所 7-13-25	072-333-4376	072-333-7086
西日本電信電話株式会社 関西支店	大阪市都島区東野田町 4-15-82	06-6490-1324	06-6881-5044
株式会社 N T T ドコモ 関西支社	大阪市北区梅田 1-10-1	06-6457-8950	
日本赤十字社 大阪府支部	大阪市中央区大手前 2-1-7	06-6943-0705	06-6941-2038
日本放送協会 大阪放送局	大阪市中央区大手前 4-1-20	06-6941-0431	
西日本高速道路株式会社 関西支社	茨木市岩倉町 1-13	06-6344-8888	
阪神高速道路株式会社	大阪市北区中之島 3-2-4	06-6203-8888	06-6251-6933
K D D I 株式会社 関西総支社	大阪市中央区城見 2-2-72	06-4977-6600	—
大阪ガスネットワーク株式会社 南部事業部	堺市堺区住吉橋町 2-2-19	(平日昼間9:00~17:40)	
		072-238-2375	072-222-3476
		(上記以外)	
		072-222-0589	072-223-5584
		(ガス漏れ専用ダイヤル)	
		0120-3-19424	
日本通運株式会社 大阪支店	大阪市北区中津 5-4-10	06-6451-0987	06-6451-4443
関西電力送配電株式会社 羽曳野配電営業所	羽曳野市軽里 1-2-1	0800-777-3081	072-956-0171
近畿日本鉄道株式会社 河内松原駅 河内天美駅 布忍駅 高見ノ里駅	松原市上田 3-5-1 松原市天美南 3-15-41 松原市北新町 1-2-1 松原市高見の里 3-1-1	072-955-0037	072-955-0039
一般社団法人 大阪府医師会	大阪市天王寺区上本町 2-1-22	06-6763-7000	06-6764-0267
一般社団法人 大阪府歯科医師会	大阪市天王寺区堂ヶ芝 1-3-27	06-6772-8882	06-6774-0488
一般社団法人 大阪府薬剤師会	大阪市中央区和泉町 1-3-8	06-6947-5481	06-6947-5480
一般社団法人 大阪府 L P ガス協会	大阪市中央区船場中央 2-1 船場 センタービル 4 号館 405 号室	06-6264-7888	06-6264-7804

7 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

名 称	所 在 地	電 話 番 号	F A X 番 号
松原商工会議所	松原市阿保 1-2-30	072-331-0291	072-332-5720
松原市医師会	松原市新堂 1-602-4	072-333-3531	072-336-8647
松原市歯科医師会	松原市田井城 1-1-40 松原 市立保健センター 3 F	072-337-0286	072-336-3181
松原市薬剤師会	松原市田井城 1-1-40 松原市 立保健センター 3 F	072-337-8766	
代表 イソノ薬局 磯野元三	上田 1-10-9	072-331-0446	072-336-0999
松原市開業獣医師会	松原市田井城 2-1-7	072-331-3493	
松原市議会災害対応連絡会	松原市阿保 1-1-1	072-332-0021	072-330-1053
松原市社会福祉協議会	松原市阿保 1-1-1	072-333-0294	072-335-0294
大阪中河内農業協同組合			
天美支店	松原市天美東 7-8-17	072-332-8110	072-334-5674
恵我支店	松原市大堀 3-3-14	072-332-8080	072-332-7354
布忍支店	松原市南新町 1-9-20	072-332-1011	072-332-0790
松原営農センター	松原市三宅西 5-903	072-331-1881	072-331-1882
松原支店	松原市上田 5-10-35	072-332-8008	072-335-6463
三宅支店	松原市三宅中 3-16-9	072-332-8001	072-336-8139
今池水みらいセンター	松原市天美西 7-265-1	072-336-7655	072-330-1613

2 災害・危険箇所等関係

資料2-1 大阪府域に関する計測震度等想定結果一覧

想定地震（府域対象シナリオ）の断層パラメータ

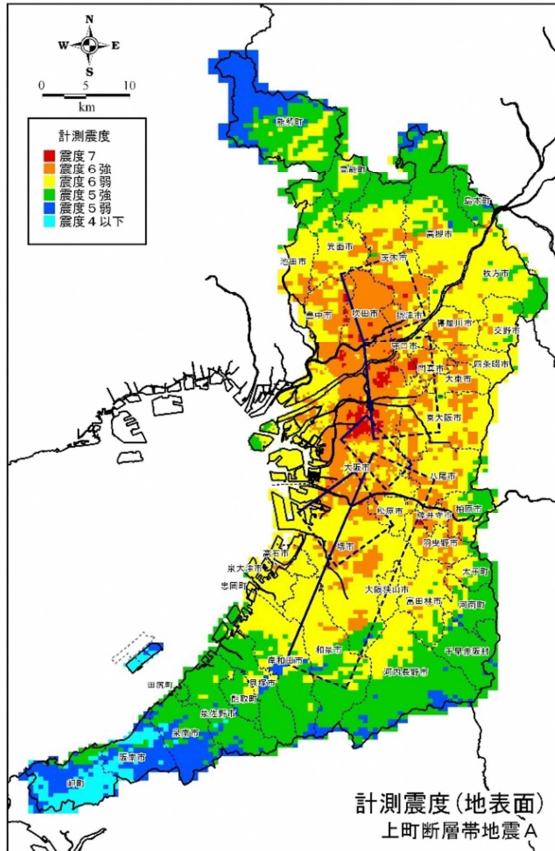
想定地震名称	対応断層名称	長さ(km)	幅(km)	走向(度)	傾斜(度)	断層タイプ	地震モーメント(dyne·cm)	モーメント・マグニチュード	気象庁マグニチュード	平均すべり量(m)	
上町断層帯地震	佛念寺山断層	8	58	18	342	逆断層	5.17×10^{26}	7.1	7.5-7.8	1.4	
	上町断層北部	12			354						
	上町断層南部	26			23						
	桜川撓曲	4			48						
	住之江撓曲	8			55						
生駒断層帯地震	田口断層・交野断層	16	54	18	20	逆断層	4.48×10^{26}	7.0	7.3-7.7	1.3	
	生駒断層・菅田断層	26			8						
	枚方断層	12			349						
有馬高槻断層帯地震	天王山断層	8	54	16	234	右横ずれ断層	3.81×10^{26}	7.0	7.3-7.7	1.3	
	有馬-高槻構造線・有野-淡河断層	48			262						
中央構造線断層帯地震	友ヶ島水道断層～根来断層	44	90	16	261	右横ずれ断層	1.12×10^{27}	7.3	7.7-8.1	2.1	
	五条谷断層	30			249						
	金剛断層帯	16			22						181
東南海・南海地震	東南海地震東部	130	640	110	235	逆断層	1.08×10^{29}	8.6	7.9-8.6	3.7	
	東南海地震西部	120			80						215
	南海地震東部	170			100					270	14
	南海地震西部	220			160					245	7

- 地震モーメント(M_0)は、断層面積(S)との経験式、 $S=4.59 \times 10^{-11} \times M_0^{1/2}$: Irikura et al. (2004)より想定。
 - 内陸地震の気象庁マグニチュードは、各種経験式*による想定値の範囲。
 - 平均すべり量(D)は、地震モーメントの評価式、 $M_0 = \mu SD$ より、 $\mu = 3.43 \times 10^{11}$ として換算。
 - 東南海・南海地震は、中央防災会議による想定値。長さ・幅は周辺も含めた場合。
気象庁マグニチュードは既往地震(慶長、宝永、安政、昭和)で推定されている値(単独も含む)
および経験式(佐藤式: $\log(M_0) = 1.5M_j + 16.2$)による範囲。
- * 松田式: $\log(L) = 0.6M_j - 2.9$ (Lは断層全長(km))、武村式: $\log(M_0) = 1.2M_j + 17.7$ 、中防式: $M_0 = 0.88M_j + 0.54$

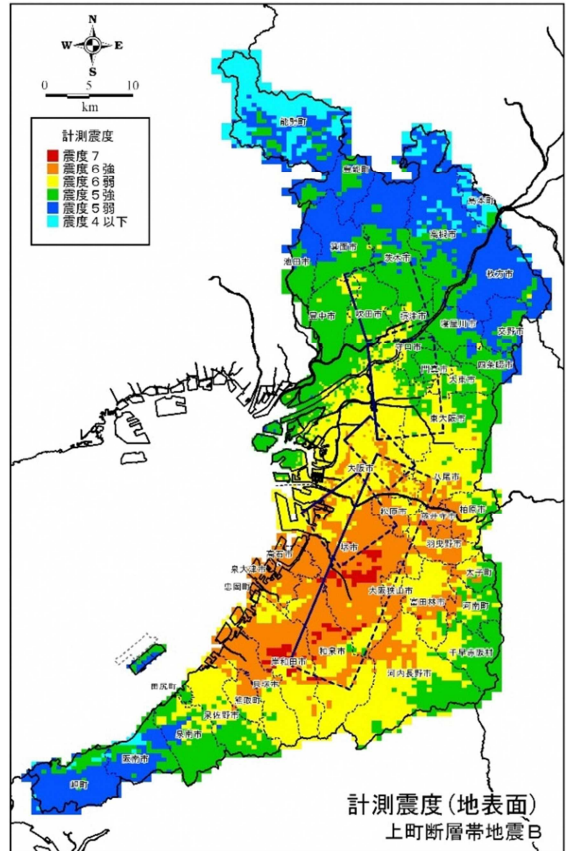
想定地震（府域対象シナリオ）の震度階の面積率

	震度7	震度6強	震度6弱	震度5強	震度5弱	震度4以下
上町断層帯地震A	1% (72)	19% (1350)	43% (3065)	28% (1996)	7% (507)	2% (167)
上町断層帯地震B	1% (88)	18% (1270)	30% (2124)	28% (2021)	19% (1359)	4% (295)
生駒断層帯地震	1% (75)	11% (802)	23% (1615)	30% (2117)	27% (1928)	9% (620)
有馬高槻断層帯地震	0.4% (30)	6% (394)	21% (1520)	21% (1499)	17% (1224)	35% (2490)
中央構造線断層帯地震	0.1% (7)	9% (650)	23% (1629)	22% (1562)	26% (1893)	20% (1416)
東南海・南海地震	0% (0)	0% (0)	3% (247)	42% (2976)	37% (2675)	18% (1259)

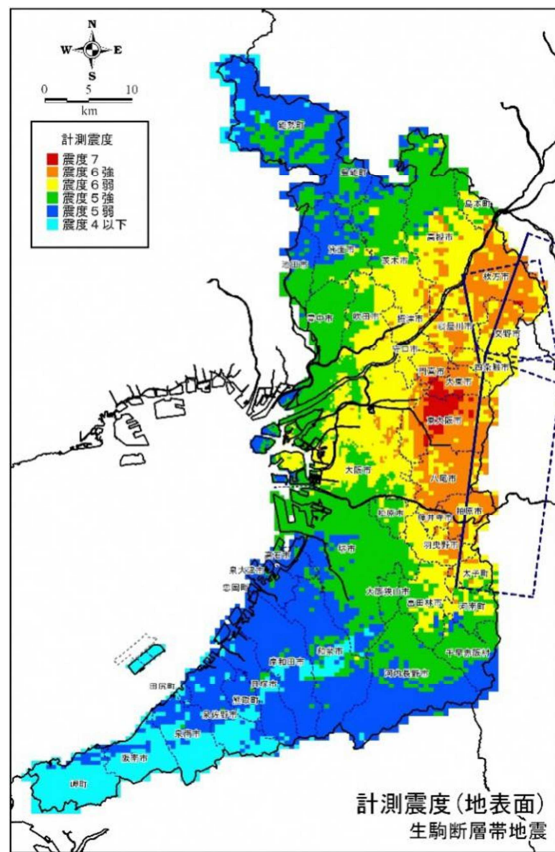
() 内は500mメッシュ数, 総数=7157



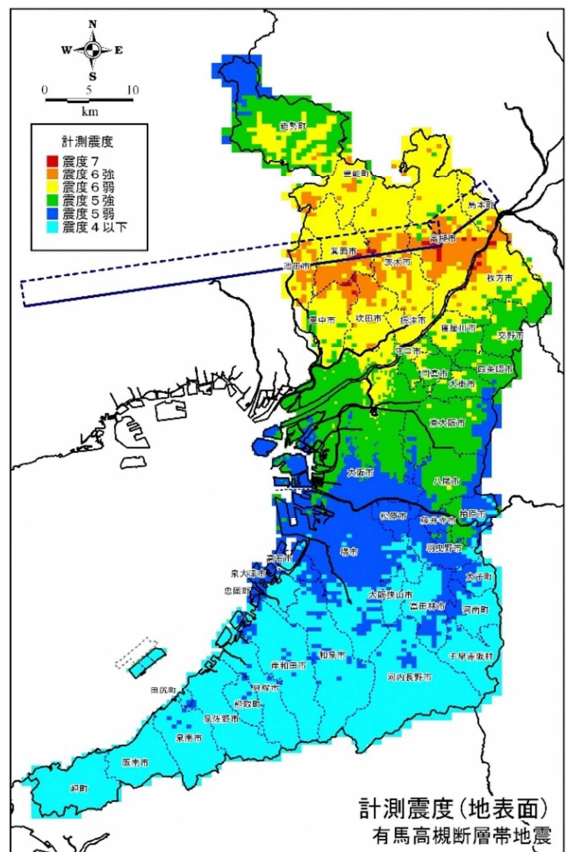
地震動予測結果〔上町断層帯地震 A〕



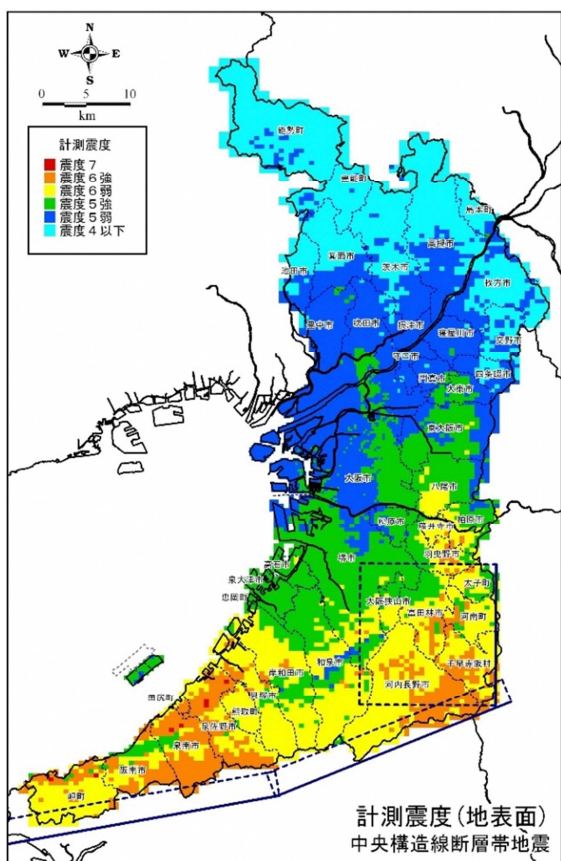
地震動予測結果〔上町断層帯地震 B〕



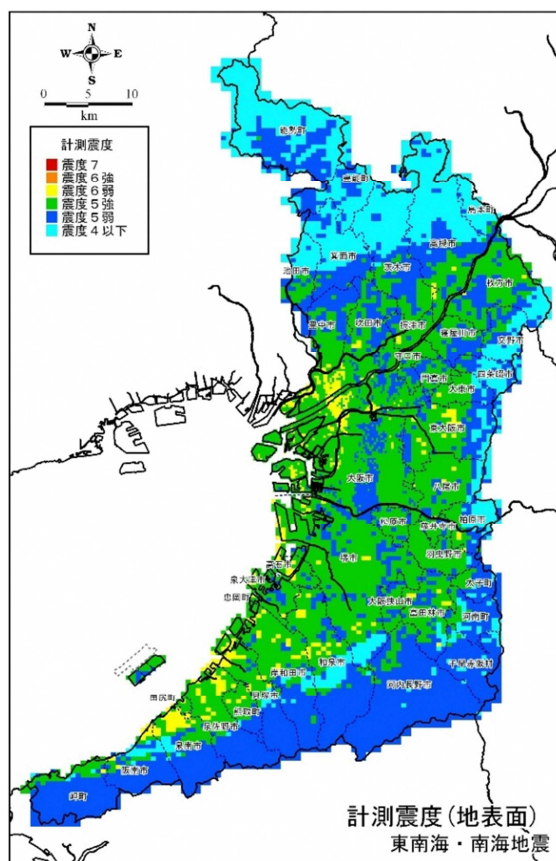
地震動予測結果〔生駒断層帯地震〕



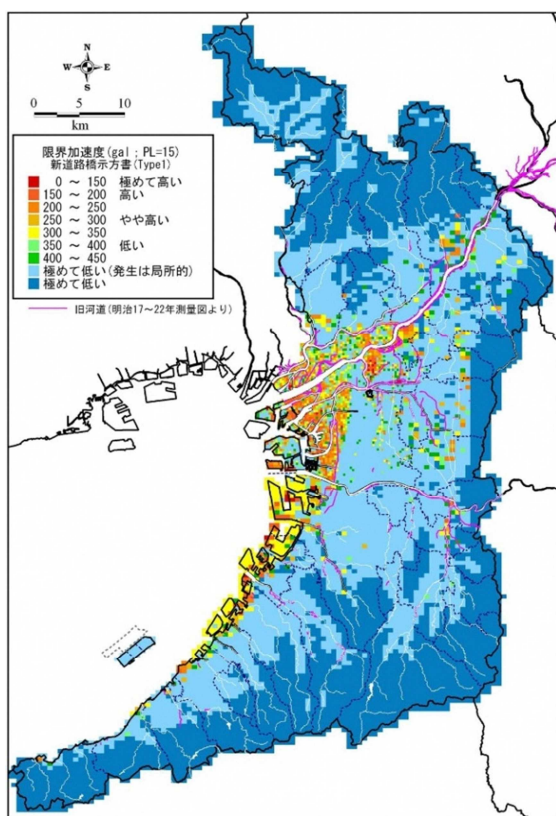
地震動予測結果〔有馬高槻断層帯地震〕



地震動予測結果〔中央構造線断層帯地



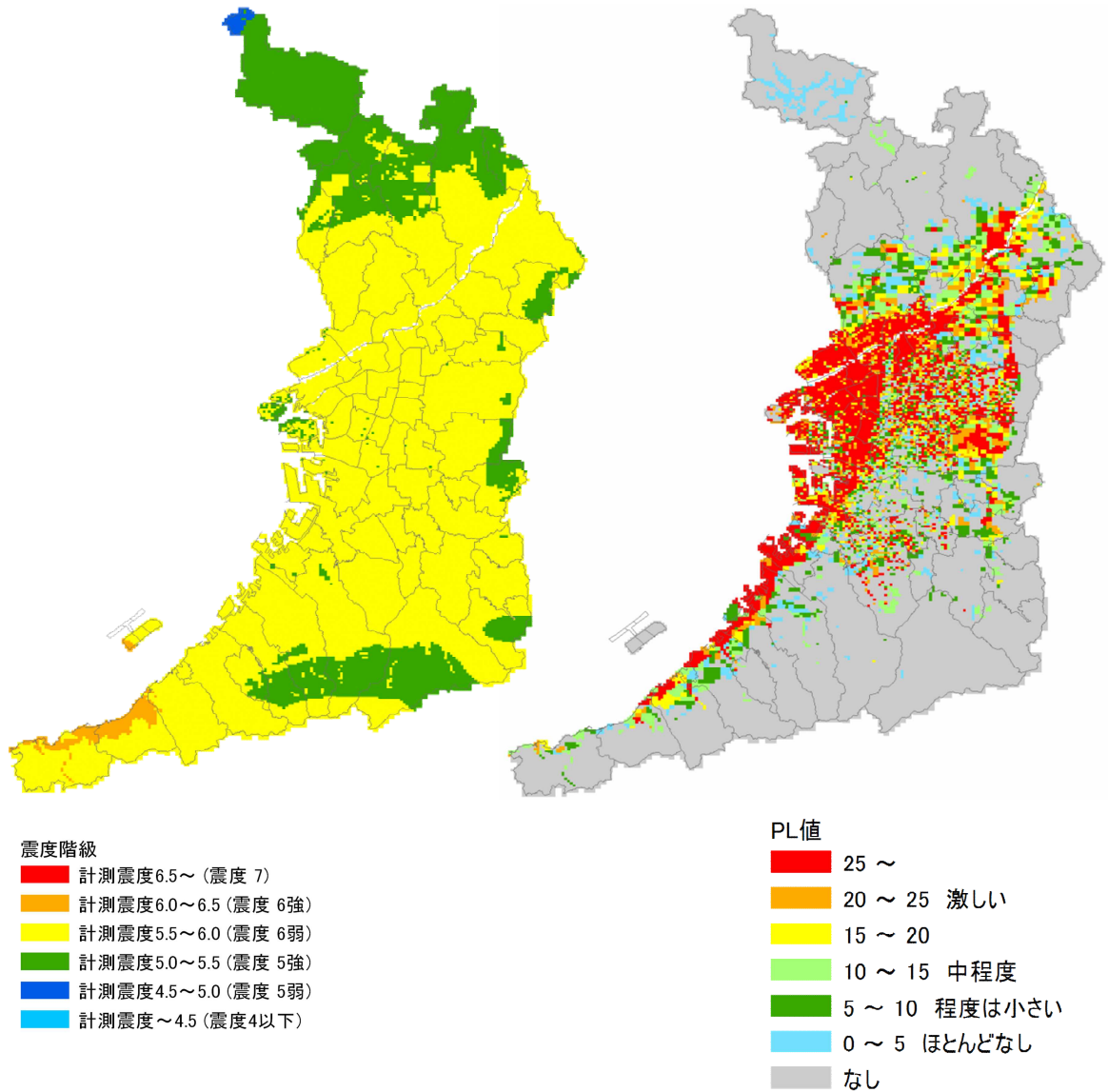
地震動予測結果〔東南海・南海地震〕



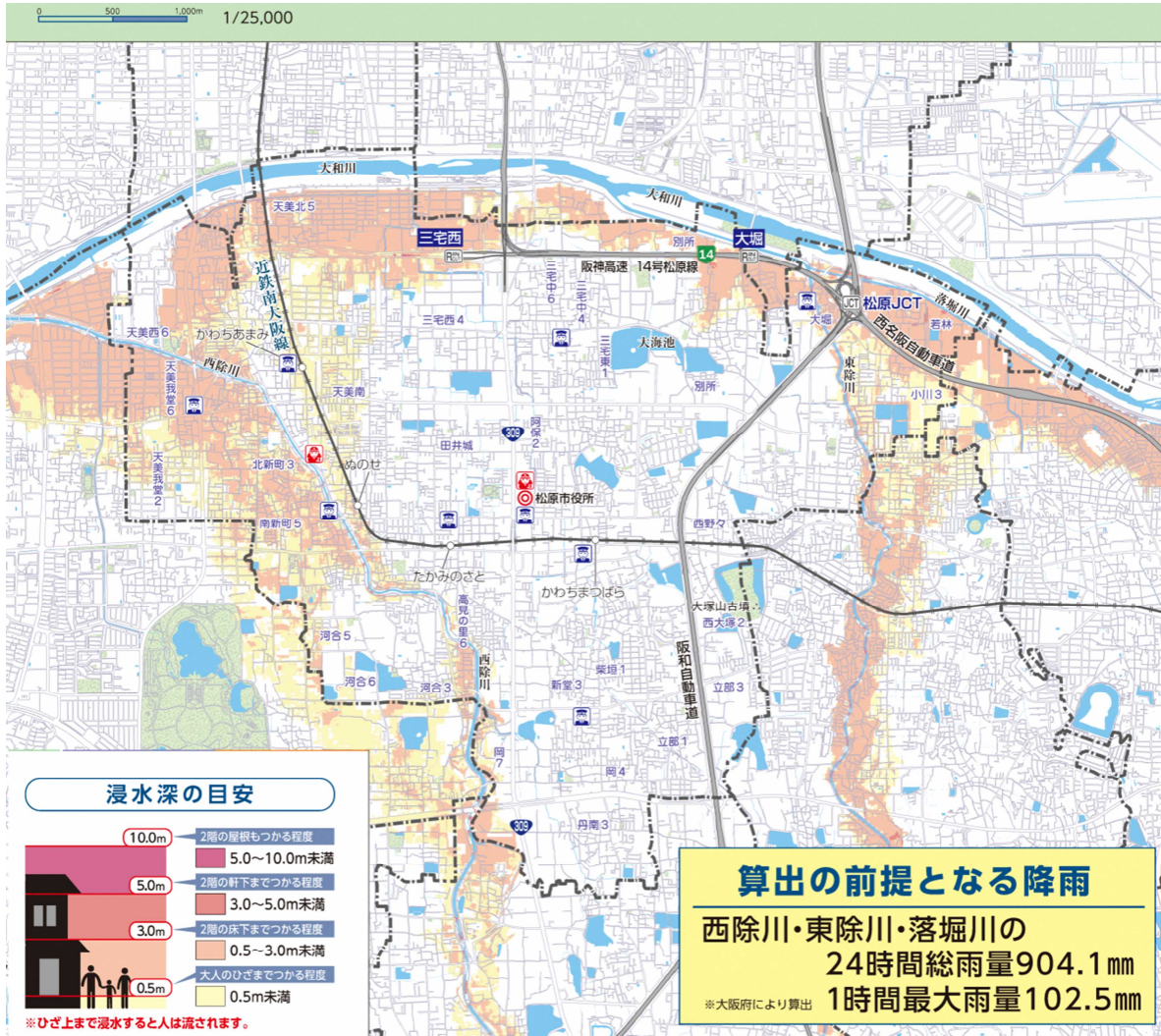
液状化危険度〔海溝型地震タイプ〕

資料 2-2 南海トラフ巨大地震による計測震度及び液状化の可能性想定結果一覧

8 / 8 (Mw=9.0)



西除川、東除川及び落堀川がはん濫した場合



資料 2-4 ため池施設一覧

1 重要な防災重点ため池

た め 池 名	所 在 地	た め 池 管 理 者
別所今池	松原市別所	別所水利組合
深淵池	〃 三宅西	三宅町土地改良区

2 防災重点ため池

た め 池 名	所 在 地	た め 池 管 理 者
三ツ池	松原市小川	小川水利組合
尻池	〃 河合	河合水利組合
増池	〃 岡	岡水利組合
菅池	堺市美原区大保	〃

(資料 令和4年度 大阪府水防計画)

3 消防関係

資料3-1 消防本部等の配置及び分団担当区域

1 本部等の配置

(令和4年3月31日現在)

名 称	所 在 地	電 話 番 号
松原市消防本部	松原市阿保1丁目16番2号	072-332-3102
松原市消防署	松原市阿保1丁目16番2号	072-332-3104
松原市消防署西分署	〃 天美南4丁目5番12号	072-284-9550
松原コミュニティ消防センター	〃 西野々1丁目4番25号	072-331-0119
天美コミュニティ消防センター	〃 天美東8丁目12番20号	072-332-0119
第3分団屯所	〃 南新町1丁目10番9号	072-333-0119
恵我コミュニティ消防センター	〃 大堀3丁目19番11号	072-334-0119
三宅コミュニティ消防センター	〃 三宅中2丁目19番12号	072-335-0119
松原南コミュニティ消防センター	〃 岡4丁目1番63号	072-336-0119

2 消防団

〈消防団の分団担当区域〉

(令和4年4月1日現在)

分 団 別	所 在 地	電話番号・FAX番号	区 域
第1分団	松原市西野々1丁目4番25号	072-338-0091	阿保、上田、田井城、高見の里 河合（河合5丁目を除く） 西野々、松ヶ丘
第2分団	〃 天美東8丁目12番20号	072-338-0092	天美東、天美西、天美南 天美北、天美我堂
第3分団	〃 南新町1丁目10番9号	072-338-0093	東新町、南新町、北新町 河合5丁目
第4分団	〃 大堀3丁目19番11号	072-338-0094	大堀、別所、若林、小川 一津屋
第5分団	〃 三宅中2丁目19番12号	072-338-0095	三宅中、三宅東、三宅西
第6分団	〃 岡4丁目1番63号	072-338-0096	新堂、岡、立部、丹南、 西大塚、柴垣

資料 3 - 2 消防水利の現況

1 消防水利

(令和 4 年 3 月 3 1 日現在)

消火 栓	防 火 水 槽														そ の 他			
	公 設			私 設				合 計				左のうち耐震性を 有しているもの			プ ール	貯 水 槽	池	合 計
公 設	40m ³ 以上	80m ³ 以上	合 計	40m ³ 未 満	40m ³ 以 上	80m ³ 以 上	合 計	40m ³ 未 満	40m ³ 以 上	80m ³ 以 上	合 計	40m ³ 以 上	80m ³ 以 上	合 計				
2,261	97	8	105	1	103	8	111	1	200	16	216	60	7	67	25	5	36	66

2 公設消火栓口径別数

(令和 4 年 3 月 3 1 日現在)

75mm	100mm	150mm	200mm	250mm	300mm	350mm	400mm	500mm	合計
296	779	487	533	1	132	2	29	2	2,261

資料 3 - 3 消防車両及び消防団無線機一覧

1 消防本部及び消防署の車両

(令和 4 年 3 月 3 1 日現在)

配置	区分		名 称	
消 防 本 部	予防課		広報車 1	
			広報車 2	
	警防課		広報車 4	
	消 防 署	本		S T 1
				S T 2
				S T 5 (C A F S 付)
				タンク車 (C A F S 付)
				救助工作車
				梯子車 1 (4 0 m 級)
		署		指揮車
				支援車
				救急車 2
				救急車 4 (予備)
				救急車 5
			西 分 署	
		S T 4 (C A F S 付)		
		梯子車 2 (1 5 m 級)		
		救急車 1		
		救急車 3		

2 消防団の車両

所 属	機 械 名
本団	本団車
第 1 分団	CD-I 型ポンプ
	積 載 車
第 2 分団	CD-I 型ポンプ
	積 載 車
第 3 分団	CD-I 型ポンプ
	積 載 車
第 4 分団	CD-I 型ポンプ
	積 載 車
第 5 分団	CD-I 型ポンプ
	積 載 車
第 6 分団	CD-I 型ポンプ
	積 載 車

3 消防団無線機配置状況

無線波 所 属	簡易デジタル無線		署活動系無線	
	種 別	呼 出 名 称	種 別	呼 出 名 称
消防団長	携帯移動局	だんちょう	携帯移動局	まつばら ほんだん 10
消防副団長	携帯移動局	ふくだんちょう	携帯移動局	まつばら ほんだん 11～13
第1分団	携帯移動局	だい1ぶんだん	車載移動局	うえだ ぼんぷ1・せきさい2
			携帯移動局	うえだ とんしょ3・うえだ10～14
第2分団	携帯移動局	だい2ぶんだん	車載移動局	あまみ ぼんぷ1・せきさい2
			携帯移動局	あまみ とんしょ3・うえだ10～14
第3分団	携帯移動局	だい3ぶんだん	車載移動局	しんまち ぼんぷ1・せきさい2
			携帯移動局	しんまち とんしょ3・うえだ10～14
第4分団	携帯移動局	だい4ぶんだん	車載移動局	えが ぼんぷ1・せきさい2
			携帯移動局	えが とんしょ3・うえだ10～14
第5分団	携帯移動局	だい5ぶんだん	車載移動局	みやけ ぼんぷ1・せきさい2
			携帯移動局	みやけ とんしょ3・うえだ10～14
第6分団	携帯移動局	だい6ぶんだん	車載移動局	おか ぼんぷ1・せきさい2
			携帯移動局	おか とんしょ3・うえだ10～14
消防本部	固 定 局	まつしょうほんぷ	携帯移動局	まつばら ほんぷ 1・10・11
	携帯移動局	じむきょく		

資料3-4 危険物施設一覧

1 危険物製造所等施設

(令和2年3月31日現在)

区分	製造所	貯蔵所							取扱所				合計
		屋内貯蔵所	屋外タンク貯蔵所	屋内タンク貯蔵所	地下タンク貯蔵所	簡易タンク貯蔵所	移動タンク貯蔵所	屋外貯蔵所	給油取扱所	第一種販売取扱所	第二種販売取扱所	一般取扱所	
施設数	0	27	1	5	21	1	24	0	33	0	0	19	131

2 圧縮アセチレンガス等・少量危険物・指定可燃物等施設

(令和2年3月31日現在)

圧縮アセチレンガス等						少量危険物		指定可燃物等
圧縮アセチレンガス	無水硫酸	液化石油ガス	生石灰	毒物	劇物	少量危険物	移動タンク	
8	0	125	0	0	4	165	13	37

4 水防関係

資料4-1 市内観測所一覧

1 雨量観測所

観測所名	流域河川名	施設			所在地	管理者	観測者	既往最大 日降雨量
		日巻	月巻	テレメータ				
松原	西除川		○ (3)	○ 58 (無)	松原市上田3-1-25 松原建設事業所内	富田林土木 事務所長	所員 TEL 072 (335) 4550	S57.8.2 167mm

2 水位観測所

観測所名	観測級別	河川名	施設			通報水位 警戒水位 (m)	堤防天端高 (量水標読) (m)	所在地	管理者	観測者	量水標 線高 O. P. +(m)	既往最高位 水(量水標読) (m)	備考
			量水標	自記	テレメータ								
布忍橋	1	西除川	○		○ 54 (無)	1.00 2.50	左岸 5.05 右岸 5.80	松原市北新町 2丁目	富田林土木 事務所長	所員 TEL 072 -335-4550	12.460	H9.10.22 2.88	水晶水压式
大堀上 小橋	1	東除川	○		○ 54 (無)	1.80 2.90	左岸 6.788 右岸 6.788	松原市大堀	富田林土木 事務所長	所員 TEL 072 -335-4550	10,807	H29.10.22 4.30	超音波式

資料4-2 ため池水防資材一覧

A・B				C				計			
吠・土 のう袋 (枚)	縄 (kg)	葦 (シート) (枚)	杭 (本)	吠・土 のう袋 (枚)	縄 (kg)	葦 (シート) (枚)	杭 (本)	吠・土 のう袋 (枚)	縄 (kg)	葦 (シート) (枚)	杭 (本)
295	95	30	107	480	158	51	181	775	253	81	288

(大座間池・管池含む。)

資料4-3 水防備蓄資機材一覧

(平成26年3月31日現在)

品名	数量	品名	数量
電子メガホン	40台	掛 矢	46丁
鉄 線	100kg	ス コ ッ プ	284丁
シ ー ト	100枚	ツ ル ハ シ	249丁
土 の う 袋	4,070枚	お の	139丁
縄 (ナイロン製含む)	100巻	か ま	20丁
土 入 り 土 の う	12,070袋	バ ー ル	259丁
一 輪 車	20台		

資料4-4 重要水防箇所一覧

河海	川岸	関係工事	土木事務所	担水防管団	当理名	種別	B 重要水防区域		A 特に重要な水防区域		重要水防区域延長計	摘要
							区 域	延長 (m)	区 域	延長 (m)		
大和川	左岸	八富尾林	尾林	大柏松藤	大阪市東工営所	原寺市			自奈良海	24,840	24,840	A：築堤
落堀川	左岸	富田林	林	松藤八	原寺市	堤防形態【堀込区間】 (流下能力)	自東除川合流点 至中橋上流120m	3,390			3,390	B：溢水による浸水範囲に 家屋等がある一定の区間
	右岸	〃	〃	〃	〃	堤防形態【堀込区間】 (流下能力)	自東除川合流点 至中橋上流120m	3,320			3,320	〃
東除川	左岸	〃	〃	松羽堺大富	原野山	堤防形態【堀込区間】 (流下能力)	自明治小橋上流260m	6,570	自菅生橋上流330m 至菅生橋上流350m	20	6,590	B：市街化区域内の区間
							自城之口橋					
	自多治井橋下流220m											
自多治井橋下流100m												
自新大阪橋												
自小平尾橋												
自平尾北橋下流150m												
自平尾橋上流100m												
自菅生橋下流30m												
自菅生橋上流90m												
自大鳥池橋下流50m												
自大鳥池橋下流10m												
自南海高野線												
自狭山池												
						水衝・洗堀	自平尾北橋下流220m	190			190	
							自平尾北橋下流30m					
	右岸	〃	〃	〃	〃	堤防形態【築堤区間】 (流下能力)	自五軒家橋上流30m	60	自菅生橋上流210m 至菅生橋上流360m	150	210	堤防監視箇所：北脇橋上流50m

				堤防形態【堀込区間】 (流下能力)	自明治小橋上流360m 至新川原橋上流100m 自下観音寺橋上流220m 至栄橋上流80m 自城之口橋下流140m 至城南橋 自多治井橋下流250m 至多治井橋下流100m 自新大阪橋 至小平尾橋 自維新橋 至平尾小川合流点 自菅生橋上流210m 至菅生橋上流360m 自下川原橋上流210m 至下川原橋 自ふる里橋上流160m 至北脇橋上流50m 自北脇橋上流70m 至五軒家橋上流30m 自狭山池	6,880	自新川原橋上流100m 至下観音寺橋上流220m 自栄橋上流80m 至城之口橋下流140m 自菅生橋上流210m 至菅生橋上流360m	630	7,510	B：市街化区域内の区間
西 除 川	左岸	〃	堺松原山市 大河阪内狭長山野	堤防形態【堀込区間】 (流下能力)	自大和川合流点 至大聖堂橋上流50m 自西除橋下流120m 至今井新橋上流150m 自今井南新橋下流40m 至法雲寺橋 自渡丈橋下流240m 至吊り橋上流120m 自大正橋 至大東茱萸木橋上流140m 自天野大橋 至無名橋上流20m	14,320	自天野橋下流90m 至天野橋下流40m	50	14,370	B：市街化区域内の区間
	右岸	〃	〃	堤防形態【堀込区間】 (流下能力)	自大和川合流点 至大聖堂橋下流210m 自西除橋下流120m 至今井新橋 自今井南新橋下流40m 至法雲寺橋 自渡丈橋下流100m 至吊り橋下流180m 自大正橋上流90m 至大天野大橋	14,590			14,590	B市街化区域内の区間
				堤防形態【築堤区間】 (流下能力)	自大正橋上流90m 至大洞ヶ淵橋	820			820	

5 避難所・仮設住宅・ボランティア等関係

資料5-1 指定避難所、指定緊急避難場所、福祉避難所

1 洪水対応の指定避難所一覧

【※最初に開設される指定避難所はNo.1～No.14です。】

No.	名 称	住 所	電 話	福 祉 避 難 所
1	松原中学校	新堂1-604-1	339-2501	—
2	松原小学校	新堂2-683-2	332-7000	—
3	河合小学校	河合2-405-1	336-5200	—
4	阪南大学南キャンパス	天美南1-108-1	332-1224	—
5	松原第三中学校	東新町3-1-23	339-2503	—
6	中央小学校	田井城3-72-2	334-0005	—
7	松原第四中学校	別所3-19-28	339-2504	—
8	松原北小学校	阿保1-16-3	332-0431	—
9	三宅小学校	三宅中2-14-21	332-0813	—
10	松原第六中学校	岡1-340	339-2506	—
11	松原東小学校	柴垣2-23-1	335-7200	—
12	松原南小学校	岡4-1-5	332-1650	—
13	松原第七中学校	一津屋2-1-9	339-2507	—
14	恵我南小学校	一津屋1-10-9	336-6900	—
15	中央公民館	新堂2-683-2	334-1330	—
16	総合福祉会館	新堂1-589-6	336-0805	○
17	ふるさとぴあプラザ	上田7-11-19	336-6800	—
18	第3保育所	上田7-11-34	332-8763	○
19	高見苑	高見の里5-458-2	332-9850	○
20	府立生野高等学校	新堂1-552	332-0531	—
21	松原公民館	田井城1-3-11	336-2816	—
22	はーとビュー	南新町2-141-1	332-5705	—
23	松原市文化会館	田井城1-3-11	336-5755	—
24	市立保健センター	田井城1-1-40	336-7100	○
25	まつばらテラス（輝）	田井城3-104-2	330-0326	○
26	三宅公民館	三宅中3-17-15	331-0039	—

No.	名 称	住 所	電 話	福 祉 避 難 所
27	松寿苑	阿保2-28-1	332-6240	○
28	三宅コミュニティ消防センター	三宅中2-19-12	335-0119	-
29	松原コミュニティ消防センター	西野々1-4-25	331-0119	-
30	松原市民道夢館	阿保4-210-7	338-0500	-
31	府立松原高等学校	三宅東3-4-1	334-8008	-
32	松原南コミュニティセンター	岡5-11-19	332-0373	-
33	松南苑	岡6-5-37	334-8383	○
34	松原南コミュニティ消防センター	岡4-1-63	336-0119	-
35	府立大塚高等学校	西大塚2-1005	332-7515	-
36	第7保育所	一津屋3-4-32	335-6116	○

2 地震対応の指定避難所一覧

【上記のNo.1～No.36についても地震対応の指定避難所となります。】

No.	名 称	住 所	電 話	福 祉 避 難 所
37	松原西小学校	新堂5-57	332-0130	-
38	阪南大学高等学校	河合2-10-65	332-1211	-
39	松原第二中学校	三宅西2-12-1	339-2502	-
40	天美南小学校	天美南1-108-3	332-8711	-
41	天美北小学校	天美東4-240-1	335-7400	-
42	弁天苑	天美東7-85	334-8399	○
43	阪南大学本キャンパス	天美東5-4-33	332-1224	-
44	四つ葉幼稚園	天美南4-276-1	332-0015	-
45	布忍小学校	南新町1-6-17	332-0001	-
46	新町公民館	南新町1-15-2	332-0022	-
47	新町福寿苑	南新町1-6-22	336-2417	○
48	つるかめ苑	南新町3-3-12	336-0516	○
49	第2保育所	南新町3-7-30	331-7846	○
50	松原第五中学校	天美我堂3-124-2	339-2505	-
51	第4保育所	天美我堂3-124-10	335-5660	○

No.	名 称	住 所	電 話	福 祉 避 難 所
52	天美小学校	天美東 8-12-22	332-0333	—
53	天美西小学校	天美西 6-238-1	333-1200	—
54	天美公民館	天美西 1-18-28	332-0259	—
55	天美荘	天美東 9-12-7	336-0517	○
56	天美コミュニティ消防センター	天美東 8-12-20	332-0119	—
57	恵我小学校	大堀 3-4-17	332-1212	—
58	恵寿苑	大堀 3-19-11	336-2410	○
59	恵我コミュニティ消防センター	大堀 3-19-11	334-0119	—
60	府立平野高等学校	大阪市平野区長吉川辺 4-2-11	334-7400	—

3 指定緊急避難場所一覧

【No.69～No.87施設は、災害時に地域の協力のもと、開設される避難場所です。】

No.	名 称	住 所	電 話	福 祉 避 難 所
61	大塚運動広場（※）	立部 3-399-1	—	—
62	天美西運動広場	天美西 4-230-1	—	—
63	松原市民運動広場（※）	岡 7-212	—	—
64	松原中央公園	田井城 1丁目地内	—	—
65	天美西公園（※）	天美西 5・6丁目地内	—	—
66	三宅東公園（※）	三宅東 3・4丁目地内	—	—
67	新町南公園	南新町 3丁目地内	—	—
68	北新町大池公園	北新町 3丁目地内	—	—
69	松原商工会議所	阿保 1-2-30	331-0291	—
70	丹南公民館	丹南 3-6-11	331-0526	—
71	立部公民館	立部 2-213-2	332-5413	—
72	高木町公民館	北新町 5-2-24	331-5338	—
73	向井公民館	北新町 1-5-16	333-7495	—
74	堀公民館	天美南 4-8-28	337-1126	—
75	西野々会館	西野々 2-8-23	333-7060	—
76	上田第三町会公民館	上田 3-2-14	382-7891	—
77	東代公民館	東新町 5-10-23	332-7792	—

No.	名 称	住 所	電 話	福 祉 避 難 所
78	岡新町公民館	岡 2-10-24	334-0439	—
79	岡公民館	岡 5-4-33	334-0439	—
80	新栄連合会館	東新町 2-168-2	332-6873	—
81	阿保公民館	阿保 4-210-1	333-5194	—
82	丹南町会総合会館	丹南 4-113-1	331-0526	—
83	池内総合会館	天美東 8-2-23	335-5700	—
84	別所公民館	別所 6-5-12	330-9722	—
85	新栄公民館	東新町 1-38-8	332-6873	—
86	池内記念会館	天美東 8-6-6	333-8839	—
87	河合公民館	河合 3-8-3	—	—

※ 特に災害の規模が大きい場合、災害の状況に応じて広域避難場所として利用する避難場所

4 避難所必要面積について

避難所避難者数（一人当たり 2㎡）を収容することができる避難所面積を確保するよう努める。

資料 5-2 応急仮設住宅建設候補地一覧

〈松原市〉

名 称	所 在 地	面 積 (ha)
松原中央公園	松原市田井城 1 丁目地内	1.2
北新町大池公園	〃 北新町 3 丁目地内	1.1
東新町公園	〃 東新町 5 丁目地内	0.73

資料 5 - 3 浸水想定区域内の要配慮者利用施設一覧

No.	施設名	住所	学校						社会福祉施設				病院・診療所				
			幼稚園	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	その他の学校	老人・介護福祉施設	児童福祉施設	障害者福祉施設	その他の社会福祉施設	病院	診療所	助産所	その他の病院・診療所	
1	市立天美荘	天美東 9-12-7							○								
2	市立弁天苑	天美東 7-12-3							○								
3	市立恵寿苑	大堀 3-19-11							○								
4	市立新町福寿苑	南新町 1-6-22							○								
5	市立つるかめ苑	南新町 3-3-12							○								
6	青い鳥学園	天美南 1-202								○							
7	ことり保育園	天美南 5-4-8								○							
8	天美保育園	天美東 8-6-35								○							
9	天美北保育園	天美北 1-360-1								○							
10	にじいろ保育園	天美東 7-13-26								○							

1 1	みつばち保育園	三宅西 2-4 6 6-4									○						
1 2	清水保育園	南新町 5-1 3-4									○						
1 3	こじか保育園	南新町 3-1 1 1-2									○						
1 4	第 2 保育所	南新町 3-7-3 0									○						
1 5	松原第二中学校	三宅西 2-1 2-1			○												
1 6	松原第五中学校	天美我堂 3-1 2 4-2			○												
1 7	天美南小学校	天美南 1-1 0 8-3		○													
1 8	天美北小学校	天美東 4-2 4 0-1		○													
1 9	天美小学校	天美東 8-1 2-2 2		○													
2 0	天美西小学校	天美西 6-2 3 8-1		○													
2 1	恵我小学校	大堀 3-1 9-1 1		○													
2 2	布忍小学校	南新町 1-6-1 7		○													
2 3	松原西小学校	新堂 5-5 7		○													
2 4	木の実幼稚園	天美北 3-1 0-1 8	○														
2 5	天美留守家庭児童会室	天美東 8-1 2-2 2									○						

26	天美南留守家庭児童会室	天美南1-108-3									○						
27	天美西留守家庭児童会室	天美西6-238-1									○						
28	恵我留守家庭児童会室	大堀3-19-11									○						
29	天美北留守家庭児童会室	天美東4-240-1									○						
30	布忍留守家庭児童会室	南新町1-6-17									○						
31	松原西留守家庭児童会室	新堂5-57									○						
32	いいともハウス（吉村病院内）	別所7-5-2									○						
33	カーサあまみ1・2	天美西1-18 府営天美住宅3棟201号301号									○						
34	地域生活支援センター カーサ	天美北5-10-37									○						
35	松原第4ホーム	三宅西2-19-5									○						
36	松原第6ホーム	天美南5-22-19									○						
37	松原第7ホーム（1） （2）	三宅中5-1-16新地マンション301号、302号、303号、305号									○						
38	Well Life 大堀事業所	大堀3-2-1									○						
39	アフター作業所	天美我堂6-134-2									○						
40	ホームズあまみ	天美北3-14-2									○						

4 1	松原ワークセンター・リサイクル	天美北4-2-4										○					
4 2	大堀リサイクル	大堀3-9-7										○					
4 3	支援センターあまみ・ピカイチ	天美東1-55-1										○					
4 4	ひまわり作業所	天美南2-190										○					
4 5	まーる	天美南6-8-8										○					
4 6	ごはんつづ	三宅西4-585-1										○					
4 7	ごはんつづ2	三宅中5-1-16										○					
4 8	阪南中央病院（在宅ケアサービスあおぞら）	南新町3-3-28										○					
4 9	ホーム空、ホーム風、ホーム東風（えるでヘルパーステーション、地域生活サポートセンターいこな含む）	南新町3-8-23										○					
5 0	第2えるで	南新町3-1-14										○					
5 1	ワークセンターまつのみ（生活支援センターれいんぼう含む）	南新町1-10-2										○					
5 2	オーディナリー	東新町4-13-12 102										○					
5 3	ぽぽろスクエア	天美我堂2-339-1										○					
5 4	相談支援センターふたば	天美北4-2-4										○					

55	グループホームだいち	天美東1-59-1									○					
56	グループホーム nico天美	天美西2-4-29									○					
57	アプリシェイト天美	天美北3-17-18								○						
58	フィオレ・ヴィータ松原	大堀3-20-22								○						
59	シニアコート徳洲会天美	天美北6-499-1								○						
60	セカンド・ライフ	天美北2-14-8								○						
61	フジパレス天美西あんしんらいふ	天美西3-4-21								○						
62	デイハウス若葉さんち	若林1-1-23								○						
63	松原なごみの里	別所7-12-26								○						
64	デイサービスセンター cocoro大堀	大堀2-18-14								○						
65	松原ケアセンターそよ風	天美我堂7-463								○						
66	デイハウス松原「ファミリー」	天美北6-446-5								○						
67	サービス付き高齢者向け住宅 春風	天美東9-11-2								○						
68	デイサービス寿	天美東7-10-20ロイヤルパレ天美1階E号								○						
69	総合ケアセンター河内天美	天美東1-93-2								○						

70	いちょうの郷	南新町5-1-40								○							
71	サービス付き高齢者向け住宅コープスマイルホーム松原	岡7-232								○							
72	サービス付き高齢者向け住宅スマイル	北新町4-2-36								○							
73	高木の郷（高木の郷Ⅱ含む）	北新町3-2-42（Ⅱは40）								○							
74	コープアイメゾン松原	岡7-229-1								○							
75	陽気荘	北新町6-17-25								○							
76	地域密着型特別養護老人ホーム きらきら	南新町2-4-28								○							
77	グループホーム和み庵	北新町1-3-18								○							
78	サンリスペクト	天美南6-7-3								○							
79	レコードブック天美	天美北3-18-15								○							
80	リハステーションかえで	天美東8-14-20 サンライズ天美103								○							
81	メープルコートあまみ	三宅西2-11-20								○							
82	彩乃里	天美我堂2-287								○							
83	Kコート南新町	南新町5-8-10								○							
84	植村耳鼻咽喉科	天美東7-7-1 メゾンブランシュ2F															○

85	江崎眼科	天美東7-7-14													○		
86	御勢医院	天美東8-2-29													○		
87	船井皮膚科	天美東7-7-20													○		
88	箕浦医院	天美東6-18-37													○		
89	李クリニック	天美東7-2-27													○		
90	松原徳洲会病院（徳洲苑含む）	天美東7-13-26												○			
91	片平内科	天美南2-83-3													○		
92	武田整形外科クリニック	天美南2-90													○		
93	ひのうえ眼科	天美東8-1-23													○		
94	山田医院	天美南6-5-3													○		
95	吉村病院	別所7-5-2													○		
96	ほづみ小児科クリニック	天美我堂4-62-1													○		
97	阪南中央病院	南新町3-3-28												○			
98	木下整形外科医院	南新町5-1-35													○		
99	西澤クリニック	東新町4-15-2													○		

100	益海医院	南新町 1-10-10													○		
101	森村医院	南新町 1-11-27													○		
102	ディサービスにじいろ倶楽部まつばら	大堀 3-2-1								○							
103	運動療育型児童デイあろは	天美東 7-12-25-10 1								○							
104	みんなの木天美	天美東 8-4-29 1階								○							
105	ハレタソラ天美	天美南 6-8-9								○							
106	みらいっぽ	大堀 3-7-29								○							

資料5-4 災害時におけるボランティア活動登録カード

災害ボランティア受付票（団体用）

受付日	年 月 日 ()	受付NO	
-----	-----------	------	--

太枠内のみご記入ください。

このセンターで受付 → 初めて ・ 回目								
フリガナ					担当者名			
団体名								
団体所在地	〒							
JEL				携帯電話				
活動希望期間	本日のみ ・ 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日							
来所方法 到着予定日	バス () 台 ・ 自動車 () 台 ・ その他 () 到着予定日：令和 年 月 日							
ボランティア活動保険	・ 加入済 () 名 ・ 未加入 () 名							
活動者 名簿 (別紙名簿 でも可) ※ボランティア活動保険未 加入者はNO に「O」をし てください。	NO	氏名	年齢	性別	NO	氏名	年齢	性別
	1				11			
	2				12			
	3				13			
	4				14			
	5				15			
	6				16			
	7				17			
	8				18			
	9				19			
10				20				

ここに記載する個人情報は災害ボランティアの登録・活動以外の目的で使用しません。

備考	
----	--

災害ボランティア受付票（個人用）

表面

受付日	年 月 日 ()	受付NO	
-----	-----------	------	--

- 1 このセンターで受付をしたことがある方は、太枠内だけをご記入ください。
 2 ここに記載する個人情報は災害ボランティアの登録・活動以外の目的で使用しません。

このセンターで受付 → 初めて ・ 回目			
フリガナ		性別	男 ・ 女
氏 名		生年 月日	大正 昭和 年 月 日 平成 () 才
住 所	〒		
TEL		携帯電話	
緊急連絡先	上記以外にあれば記入してください		
活動予定 期 間	本日のみ ・ 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日		
ボランティ ア活動保険	加入済 ・ 未加入		
健 康 チェック	良好・心配なこと ()	その他の病気 有 () ・ 無	
	治っていないケガ 有 () ・ 無		
血液型	血液型 □:A □:B □:O □:AB // Rh□:+プラス □:-マイナス		
車輛の 提供	(不可・可) ※可の方へ → ボランティア活動中の車両における事故等については、自身の 保険等で対応します (ご署名)		
備考			

資格・特技等について

裏面

資格免許	<input type="checkbox"/> :運転免許（ <input type="checkbox"/> :普通 <input type="checkbox"/> :大型 <input type="checkbox"/> :自二 <input type="checkbox"/> :その他） <input type="checkbox"/> :医師 <input type="checkbox"/> :薬剤師 <input type="checkbox"/> :看護師 <input type="checkbox"/> :保健師 <input type="checkbox"/> :助産師 <input type="checkbox"/> :保育士 <input type="checkbox"/> :救急救命士 <input type="checkbox"/> :社会福祉士 <input type="checkbox"/> :介護福祉士 <input type="checkbox"/> :ホームヘルパー <input type="checkbox"/> :マッサージ師 <input type="checkbox"/> :理美容師 <input type="checkbox"/> :建築士（ 級） <input type="checkbox"/> :手話通訳士 <input type="checkbox"/> :調理師 <input type="checkbox"/> :栄養士 <input type="checkbox"/> :精神保健福祉士 <input type="checkbox"/> :ケアマネジャー <input type="checkbox"/> :防災士、防災介助士等、防災関連資格 <input type="checkbox"/> :アマチュア無線 <input type="checkbox"/> :その他（ ）
特技等	<input type="checkbox"/> :災害ボランティアの経験 <input type="checkbox"/> :イラスト <input type="checkbox"/> :パソコン <input type="checkbox"/> :介護 <input type="checkbox"/> :要約筆記 <input type="checkbox"/> :点字 <input type="checkbox"/> :手話 <input type="checkbox"/> :外国語通訳（ 語） <input type="checkbox"/> :電気工事関係 <input type="checkbox"/> :建築土木関係 <input type="checkbox"/> :自動車・自転車修理 <input type="checkbox"/> :事務 <input type="checkbox"/> :屋根上の修理補修 <input type="checkbox"/> :床はがし <input type="checkbox"/> :壁解体 <input type="checkbox"/> :泥かき <input type="checkbox"/> :室内洗浄・消毒 <input type="checkbox"/> :傾聴 <input type="checkbox"/> :その他（ ）

※これより下には何も記入しないで下さい。

受付NO	保険処理	受付担当
備 考		

6 医療機関等関係

資料6-1 大阪府内災害拠点病院一覧

1 災害拠点病院（基幹災害医療センター）

（令和元年5月1日現在）

名 称	所 在 地	電 話 番 号	F A X 番 号	総病床数	I C U 病床数
大阪急性期・総合医療センター	大阪市住吉区万代東3丁目1番56号	06-6692-1201	06-6606-7000	865	18

2 災害拠点病院（地域災害医療センター）

名 称	所 在 地	電 話 番 号	F A X 番 号	総病床数	I C U 病床数
大阪市立総合医療センター	大阪市都島区都島本通2-13-22	06-6929-1221	06-6929-2041	1,063	7
国立病院機構 大阪医療センター	大阪市中央区法円坂2-1-14	06-6942-1331	06-6943-6467	692	8
大阪赤十字病院	大阪市天王寺区筆ヶ崎町5-30	06-6774-5111	06-6774-5131	964	12
大阪市立大学医学部附属病院	大阪市阿倍野区旭町1-5-7	06-6645-2121	06-6632-7114	972	4
大阪府済生会千里病院	吹田市津雲台1-1-6	06-6871-0121	06-6871-0130	343	12
大阪大学医学部附属病院	吹田市山田丘2-15	06-6879-5111	06-6879-5019	1086	10
大阪府三島救命救急センター	高槻市南芥川町11番1号	072-683-9911	072-683-6111	41	7
大阪医科大学附属病院	高槻市大学町2番7号	072-683-1221	072-682-3822	882	6
関西医科大学附属病院	枚方市新町2丁目3番1号	072-804-0101	072-804-0131	751	7
関西医科大学総合医療センター	守口市文園町10-15	06-6992-1001	06-6992-4846	477	8
大阪府立中河内救命救急センター	東大阪市西岩田3-4-13	06-6785-6166	06-6785-6165	30	8
市立東大阪医療センター	東大阪市西岩田3-4-5	06-6781-5101	06-6781-2194	547	4
近畿大学病院	大阪狭山市大野東337-2	072-366-0221	072-366-0206	929	11
堺市立総合医療センター	堺市西区家原寺町1-1-1	072-272-1199	072-272-9911	487	3
りんくう総合医療センター（大阪府泉州救命救急センター）	泉佐野市りんくう往来北2-23	072-469-3111	072-469-7929	388	
大阪警察病院	大阪市天王寺区北山町10-31	06-6771-6051	06-6775-2838	580	8
多根総合病院	大阪市西区西九条1-1-21	06-6581-1071	06-6581-2520	304	

岸和田徳洲会病院	岸和田市加守町4-27 -1	072-445-9915	072-445-9791	341	
----------	-------------------	--------------	--------------	-----	--

3 特定診療災害医療センター

名 称	所 在 地	電 話 番 号	F A X 番 号	総病床数	I C U 病床数
大阪国際がんセンター	大阪市中央区大手前3 -1-69	06-6945-1181	06-6945-1900	500	6
大阪精神医療センター	枚方市宮之阪3-16-2 1	072-847-3261	072-840-6206	473	
大阪はびきの医療センター	羽曳野市はびきの3-7 -1	072-957-2121	072-958-3291	426	6
大阪母子医療センター	和泉市室堂町840	0725-56-1220	0725-56-5682	375	6

4 市町村災害医療センター

名 称	所 在 地	電 話 番 号	F A X 番 号	総病床数	I C U 病床数
松原徳洲会病院	松原市天美東7-13-2 6	072-334-3400	072-332-3512	189	8

5 災害医療協力病院

名 称	所 在 地	電 話 番 号	F A X 番 号	総病床数	I C U 病床数
阪南中央病院	松原市南新町3-3-28	072-333-2100	072-335-2005	235	6
明治橋病院	松原市三宅西1-358- 3	072-334-8558	072-334-8537	396	
寺下病院	松原市岡7-191-1	072-333-1411	072-333-1777	72	
吉村病院	松原市別所7-5-3	072-336-3101	072-336-3100	222	

資料6-2 救急搬送病院一覧

1 市内

名 称	所 在 地	電 話 番 号	F A X 番 号
阪南中央病院	〃 南新町3-3-28	072-333-2100	072-335-2005
松原徳洲会病院	〃 天美東7-13-26	072-334-3400	072-332-3512
明治橋病院	〃 三宅西1-358-3	072-334-8558	072-334-8537
寺下病院	〃 岡7-191-1	072-333-1411	072-333-1777
吉村病院	〃 別所7-5-3	072-336-3101	072-336-3100
松原中央病院	〃 阿保1-2-32	072-332-4161	072-335-2005

2 市外

名 称	所 在 地	電 話 番 号
高村病院	羽曳野市恵我之荘3-1-3	072-938-2631
藤本病院	羽曳野市誉田3-15-27	072-958-5566
城山病院	羽曳野市はびきの2-8-1	072-958-1000
運動器ケアしまだ病院	羽曳野市壱山100-1	072-953-1001

青山病院	藤井寺市野中4-16-25	072-953-1211
大阪府済生会富田林病院	富田林市向陽台1-3-36	072-129-1121
さくら会病院	大阪狭山市半田5-2610-1	072-366-5757
檉本病院	大阪狭山市東菜葉4-1151	072-366-1818
辻本病院	大阪狭山市池之原2-1128-2	072-366-5131
近畿大学病院	大阪狭山市大野東377-2	072-366-0221
八尾市立病院	八尾市龍華町1-3-1	072-922-0881
医真会八尾総合病院	八尾沼1-41	072-948-2500
八尾徳洲会病院	八尾若草町1-17	072-993-8501
厚生会第一病院	八尾市西木の本1-63	072-992-7055
清恵会病院	堺市堺区南安井町1-1-1	072-223-8199
堺市立総合医療センター	堺市西区家原寺町1-1-1	072-272-1199
暁美会 田中病院	堺市美原区黒山39-10	072-361-3555
馬場記念病院	堺市西区浜寺船尾町東4-244	072-265-5588
ベルランド総合病院	堺市中区東山500-3	072-234-2001
堺若葉会病院	堺市北区新金岡4-1-7	072-255-1001
大阪労災病院	堺市北区長曾根町1179-3	072-252-3561
近畿中央呼吸器センター	堺市北区長曾根町1180	072-252-3021
金岡病院	堺市北区中長尾町2-4-3	072-252-2461
緑風会病院	大阪市平野区背戸口1-18-13	06-6705-1021
長吉総合病院	大阪市平野区長吉長原1-2-34	06-6709-0301
東住吉森本病院	大阪市東住吉区鷹合3-2-66	06-6606-0010
阪和記念病院	大阪市住吉区苅田7-11-11	06-6696-5591
富永病院	大阪市浪速区湊町1-4-48	06-6568-1601
大野記念病院	大阪市西区南堀江1-26-10	06-6531-0819
大阪警察病院	大阪市天王寺区北山町10-31	06-6771-6051
大阪急性期・総合医療センター	大阪市住吉区万代東3-1-56	06-6692-1201

資料6-3 市内医療機関一覧

1 松原市医師会

名 称	所 在 地	電話番号 (局番072)
池下整形外科クリニック	松原市上田5-8-17	338-1682
市丸内科	〃 上田3-4-11 ペルルYTK2F	333-3808
鶴山耳鼻咽喉科医院	〃 上田3-6-1 ゆめニティまつばら2F	335-2105
岡田眼科	〃 上田3-4-8 ロイヤルアネックス201	330-4611
中山内科	〃 上田8-16-37	331-3040
西本内科医院	〃 上田3-3-8	332-1104
西本産婦人科	〃 上田3-7-25	331-0512

西本耳鼻咽喉科	〃 上田 6—7—26	336—3341
ヒフ科クリニックいつみ	〃 上田 3—1—13 サンライズビル 2 F	330—5743
増田整形外科クリニック	〃 上田 4—4—5 ウィーヴ・ウィーヴランド 1 F	331—9030
高田泌尿器科	〃 上田 2—2—22 松原北駅前ビル 2 F	337—0020
山名医院	〃 上田 5—16—2	332—5581
塩見内科ひふ科医院	〃 上田 2—2—22 松原北駅前ビル 1 F	337—8833
西山整形外科	〃 上田 2—2—22 松原北駅前ビル 2 F	321—8350
伊藤クリニック	〃 上田 1—10—12	332—0045
梶本こころのクリニック	〃 上田 3—1—13 サンライズビル 4 F	330—3007
たかはし形成外科・美容外科	〃 上田 3—6—1 ゆめニティまつばら 2 F	335—3000
こうもと内科・消化器内視鏡クリニック	〃 上田 4—3—19	331—3011
どいこころのクリニック	〃 上田 2—6—16 上西松原駅前ビル 2 F	333—3301
いしはまクリニック	〃 阿保 3—8—21	335—4043
井上小児科内科	〃 阿保 3—4—10	336—4537
クリニックいわた	〃 阿保 3—4—31	333—1801
清水医院	〃 阿保 3—15—25	331—0705
杉山クリニック	〃 阿保 3—6—22	331—3077
田中医院	〃 阿保 2—11—1	331—0265
中原耳鼻咽喉科	〃 阿保 3—4—29	331—0465
吉本眼科	〃 阿保 1—3—12 塩野ビル 2 F	333—8666
うえだクリニック	〃 阿保 3—1—2 6	337—9000
田中眼科	〃 阿保 3—5—25 中西第2ビルF号	339—5455
松原中央病院	〃 阿保 1—2—32	331—4161
クリニックいわた	〃 阿保 3—4—31	337—8821
上田診療所	〃 新堂 3—5—12	330—5525
本吉診療所	〃 柴垣 1—24—12	335—8630
いわくら内科クリニック	〃 松ヶ丘 1—6—25	332—4477
宮高医院	〃 松ヶ丘 3—3—18	336—7933
竹田耳鼻咽喉科	〃 岡 3—4—6	332—8118
ふくしま子どもクリニック	〃 岡 2—7—3 セントヒルマンション 1 F	338—2911
田上整形外科	〃 岡 3—2—1	336—4060
松本医院	〃 岡 2—11—29	332—4470
寺下病院	〃 岡 7—191—1	333—1411
たなか内科	〃 高見の里 4—8—31	338—6338
にしやまクリニック	〃 高見の里 3—4—30	338—2480
森山眼科	〃 高見の里 4—2—20	334—1115
西田耳鼻咽喉科	〃 高見の里 3—12—22	338—3341
にしの皮フ科・アレルギー科クリニック	〃 高見の里 4—2—17 M&Iビル 2 F	284—8111
吉村えみレディースクリニック	〃 高見の里 4—2—17	339—7710
ひろわたり診療所	〃 高見の里 1—2—30	333—2202
井上整形外科・胃腸内科クリニック	〃 田井城 1—1—1 カナートモール 1 階	334—5050
可児放射線科	〃 田井城 1—145—9	335—1112
阪倉クリニック	〃 立部 5—5—12	335—3111

はくいクリニック	〃 丹南4-169-2	336-7711
オノクリニック	〃 西野々2-2-10	330-2600
清田クリニック	〃 西野々1-1-1	338-3177
青木医院	〃 天美我堂1-17-4	331-1210
ほづみ小児科クリニック	〃 天美我堂4-61-1	337-1811
植村耳鼻咽喉科	〃 天美東7-7-1 メゾンブランシュ2F	333-8741
江崎眼科	〃 天美東7-7-14	332-6600
御勢医院	〃 天美東8-2-29	331-2345
船井皮膚科	〃 天美東7-7-20	330-5500
箕浦医院	〃 天美東6-18-37	332-2882
李クリニック	〃 天美東7-2-27	330-4663
松原徳洲会病院	〃 天美東7-13-26	334-3400
うらの在宅クリニック	〃 天美東7-61-5 ヴィラ花水木206	331-5050
ひのうえ眼科	〃 天美東8-1-23	337-8186
松田医院	〃 天美西1-21-13	331-1136
片平内科	〃 天美南2-83-3	332-3687
北中耳鼻咽喉科	〃 天美南5-22-1	334-3311
武田整形外科クリニック	〃 天美南2-90-1 エスプレーシヴォ天美1階	332-6162
山田医院	〃 天美南6-5-3	331-0463
たけもと内科クリニック	〃 東新町3-14-20	334-5211
西澤クリニック	〃 東新町4-15-2	331-0012
マサキクリニック	〃 東新町4-11-2-103	334-1992
やの耳鼻咽喉科	〃 東新町3-5-17-119 松原アーバンコンフォート1階	339-3387
山本医院	〃 東新町3-5-17-119 アーバンコンフォート1階	331-6234
木下整形外科医院	〃 南新町5-1-35	336-0381
益海医院	〃 南新町1-10-10	331-0367
森村医院	〃 南新町1-11-27	331-0430
阪南中央病院	〃 南新町3-3-28	333-2100
江崎医院	〃 三宅中5-8-23	335-3503
妻谷クリニック	〃 三宅東4-1674-1	338-5577
明治橋病院	〃 三宅西1-358-3	334-8558
石田診療所	〃 別所3-17-22	330-5570
高橋眼科	〃 別所3-17-18	338-8111
吉村病院	〃 別所7-5-3	336-3101
松本クリニック	〃 一津屋5-9-5	336-7264
西森整形外科	〃 一津屋5-1-4	339-0022
黒岡診療所	〃 一津屋1-21-25	330-5272
ふじもと内科小児科クリニック	〃 西大塚1-5-22	349-8500

2 松原市歯科医師会

名 称	所 在 地	電話番号 (局番072)
いけおか歯科医院	松原市上田5-11-34	321-2010
池田歯科医院	〃 上田5-9-22	331-7310
岩間歯科	〃 上田3-8-22 ザウバーベルク2F	333-2475
上田にしもと歯科医院	〃 上田6-7-26	336-1887
高田歯科医院	〃 上田3-3-11	332-1484
タニ歯科医院	〃 上田3-1-13 サンライズビル3F	330-8041
ジョイファミリー歯科大土	〃 上田2-5-21	337-8855
ふじい歯科クリニック	〃 上田1-7-6	338-8114
よこうち歯科医院	〃 上田4-4-1 アルコート松原102	336-8241
伊藤歯科医院	〃 新堂4-38-2	331-2828
宇野歯科医院	〃 新堂3-4-10	333-5584
後藤歯科医院	〃 阿保1-3-12 塩野ビル3F	335-1418
しげた歯科&矯正歯科医院	〃 阿保3-5-21 MCビル1F	333-4618
弓立歯科医院	〃 阿保3-16-21	333-1313
カワムラ歯科診療所	〃 松ヶ丘1-6-15	336-6480
島田歯科	〃 松ヶ丘1-336	335-2070
枝川歯科医院	〃 田井城2-2-2 サンシティ松原1F	336-7272
小淵歯科医院	〃 高見の里4-2-19 PAL・SHビル2F	335-6644
ふくもと歯科	〃 高見の里2-20-8	334-7618
古橋歯科	〃 高見の里4-14-16	336-6220
松川歯科医院	〃 高見の里5-455-4	333-2418
松谷歯科医院	〃 高見の里1-15-5	334-6480
清誠歯科	〃 田井城1-1-1 カナートモール松原1F	349-1515
岡田歯科医院	〃 岡2-5-2	332-6474
寺下歯科	〃 岡7-191-2	334-0811
シモムラ歯科医院	〃 丹南4-117-83	335-3457
林歯科	〃 天美我堂1-7 アサヒプラザ松原F棟201	333-3585
わたなべ歯科	〃 天美我堂2-389-2	330-0822
ひがしの歯科医院	〃 天美我堂1-71	331-8020
塩井歯科医院	〃 天美東7-12-18 ジョイフル21 2F	336-2224
隅野歯科	〃 天美東8-1-9 清月ビル2F	331-3031
中辻歯科医院	〃 天美東7-3-4	333-6060
辻本歯科医院	〃 天美西1-4-28	336-8564
柴田歯科医院	〃 天美西1-16-9	334-3366
奥野歯科医院	〃 天美南1-98-25	336-1823
芝野歯科医院	〃 天美南5-18-7	333-9792
下野歯科医院	〃 天美南5-2-2	332-0418
すが歯科医院	〃 天美南5-20-30	338-4618
たなか歯科クリニック	〃 天美南2-197-5	333-8241
さつき歯科	〃 東新町3-5-17 (111) 松原アーバンコンフォート1F	335-8241

藤田歯科医院	〃 東新町 3—6—18	332—0858
鶴谷歯科医院	〃 南新町 1—12—29	334—9924
谷下歯科医院	〃 北新町 6—158—3	331—8964
堀内歯科医院	〃 三宅中 3—10—6	335—8824
いなだ歯科	〃 三宅中 1—2—25	338—5489
早川歯科医院	〃 一津屋 4—3—21	332—3660
福田歯科	〃 一津屋 4—5—9	337—0012
かねだ歯科クリニック	〃 天美東 7—1 0—2 0 ロイヤルパレ天美 1 階	337—5588
とも歯科クリニック	〃 天美南 3—1 5—5 7	338—2244
わたなべ歯科	〃 天美我堂 2—3 8 9—2	330—0822

3 松原市薬剤師会

名 称	所 在 地	電話番号(局番072) (F A X 番号)
イソノ薬局	〃 上田 1—10—9	331—0446 (336—0999)
日の丸薬局	〃 上田 3—4—4	331—0919 (332—0932)
わかば薬局	〃 上田 3—1—13	339—6630 (339—6640)
ピープル薬局	〃 上田 3—4—11	333—5900 (333—5911)
松原中央薬局	〃 上田 7—14—15	332—9332 (332—9332)
ライフオート松原薬局	〃 上田 5—10—37	341—0395 (332—0378)
ラビット松原薬局	〃 上田 2—2—22	349—0300 (349—0301)
いるか薬局	〃 上田 1—4—5	332—1721
アイセイ薬局 松原店	〃 阿保 3—15—24	338—3577 (338—3588)
アイ薬局	〃 阿保 3—5—25	349—0508 (349—0508)
いるか薬局	〃 阿保 1—4—12	332—1721 (332—1723)
あお薬局	〃 阿保 1—3—12	349—6646
品川薬局	〃 松が丘 1—4—21	331—4343 (331—4525)
漢薬堂薬局	〃 新堂 3—4—10	336—0067 (336—0207)
きらら薬局	〃 新堂 3—5—10	337—7622 (337—7623)

なないろ薬局 松原店	〃 高見の里 1—2—30	330—1890
おひさま薬局	〃 高見の里 4—8—27	338—5338 (338—5339)
セントラル薬局	〃 高見の里 1—13—13	332—9956 (332—9957)
井内薬局	〃 高見の里 3—4—42	331—4627 (331—4627)
オリーブ薬局	〃 高見の里 4—2—17	339—3223 (339—3223)
いちご薬局	〃 岡 2—7—5	336—1589 (336—1588)
トンボ薬局	〃 河合 1—1—26	338—8660 (338—8661)
宮崎薬局	〃 立部 1—121	334—7600 (334—5160)
天美ケンコー薬局	〃 天美東 7—2—28	337—7506 (337—7701)
ブラザ薬局 天美店	〃 天美東 2—135—2	336—0150
アイン薬局 松原店	〃 天美東 7—69	289—6286
ぱぷりか薬局	〃 天美南 3—13—14	289—8346
天美薬局	〃 天美南 5—17—18	331—0644 (331—0093)
林薬局	〃 天美南 5—18—17	331—0178 (331—0478)
やまと薬局	〃 天美南 5—20—2	338—3480 (338—3477)
太田薬局	〃 東新町 3—5—17	331—7352 (331—7352)
パートナーぬのせ薬局	〃 東新町 4—11—2	339—7771 (339—7772)
リーフ薬局	〃 東新町 3—5—17	369—4360 (369—4361)
うめ薬局	〃 南新町 3—2—29	349—1362 (349—1372)
芝池じゅんあい薬局	〃 南新町 1—105—3	336—1122 (336—3314)
アイセイ薬局 南新町店	〃 南新町 1—11—26	333—1051 (333—1052)
みやげ薬局	〃 三宅西 1—360—1	333—3975 (333—3903)
フロンティア薬局 一津屋店	〃 一津屋 1—19—14	338—0051
アリカワ薬局	〃 一津屋 3—5—27	334—2424 (334—2424)

別所うめ薬局	〃 別所 3—17—19	337—8165 (337—8166)
別所薬局	〃 別所 7—3—9	349—8875

資料 6 - 4 松原市開業獣医師会

名 称	所 在 地	電 話 番 号
西田獣医	松原市上田 5 丁目 10 番 11 号	072-331-5454
松原動物病院	〃 田井城 1 丁目 174 番地の 1	072-331-3493
宇野犬ねこ病院	〃 高見の里 3 丁目 1 番 8 号	072-331-8569
あわづ動物病院	〃 立部 2 丁目 6 番 21 号	072-336-0099
田中動物病院	〃 天美我堂 4 丁目 10 番 28 号	072-330-3191
中島獣医科医院	〃 天美南 6 丁目 5 番 1 号	072-333-1565
梅原動物病院	〃 東新町 3 丁目 5 番 17 号	072-335-8341

松原市開業獣医師

サクライ動物病院	松原市岡 2 丁目 6 番 23 号	072-331-9171
天美動物診療所	松原市天美東 8 丁目 9 番 27 号	072-349-8064

資料 6 - 5 医療救護所の設置予定施設一覧

名 称	所 在 地	電 話 番 号
市立保健センター	松原市田井城 3 丁目 104 番地の 2	072-336-7100
市立中央公民館	〃 新堂 2 丁目 683 番地の 2	072-334-1330
市立三宅公民館	〃 三宅中 3 丁目 17 番 15 号	072-331-0039

7 食料・給水・備蓄等関係

資料7-1 応急給水拠点箇所一覧

応急給水拠点	所在地	電話
丹南浄水場	松原市丹南2丁目241番地	072-332-3345
阿保浄水場	〃 阿保5丁目20番4号	072-332-1122
天美我堂配水場	〃 天美我堂3丁目124番地の1	072-335-7575

資料7-2 緊急給水拠点一覧

名称	上下水道部 (本部)	丹南浄水場	阿保浄水場	天美我堂配水場	合計	
住所	松原市阿保 1-1-1	松原市丹南 2-241	松原市阿保 5-20-4	松原市天美我堂 3-124-1	—	
配水池	(給水塔)	○	○	○	—	
応急給水関係	給水車	1台 (2m ³)	1台 (2m ³)	—	—	2台 (4m ³)
	給水タンク	2基 (1.0m ³)	2基 (1.0m ³) 2基 (0.3m ³)	1基 (1.5m ³) 2基 (0.3m ³)	2基 (0.3m ³)	1基 (1.5m ³) 4基 (1.0m ³) 6基 (0.3m ³)
仮給水栓 (4栓式)	7基	4基	2基	3基	16基	

資料7-3 災害用井戸 (生活用水用) 設置箇所一覧

災害用井戸設置箇所	所在地	電話
松原市民運動広場	松原市岡7-212	072-334-1550 (危機管理課)
市立松原第七中学校	〃 一津屋2-1-9	072-339-2507
市立松原中学校	〃 新堂1-604-1	072-339-2501
市立松原第二中学校	〃 三宅西2-12-1	072-339-2502
市立松原第三中学校	〃 東新町3-1-23	072-339-2503
市立松原第四中学校	〃 別所3-19-28	072-339-2504
市立松原第五中学校	〃 天美我堂3-124-2	072-339-2505
市立松原第六中学校	〃 岡1-340	072-339-2506
あと小学校15校		
阪南大学系3箇所		

資料7-4 大阪府地震被害想定に基づく備蓄等の考え方について

重要物資確保の基準について

(1) アルファ化米等

避難所避難者数 $\times 3 \times 1.2$ (注)により算出した数量を府及び市町村がそれぞれ備蓄

(注)1.2という係数は、避難所避難者以外の食糧需要を想定したもの。

(2) 高齢者用食

上記で算出した数量のうち、5% (80歳以上人口比率) を高齢者食とする。

(3) 粉ミルク又は液体ミルク

【粉ミルク】

避難所避難者数 $\times 1.6\%$ (0~1歳人口比率) $\times 70\%$ (人口授乳率) $\times 130\text{g}$ /人/日 を府及び市町村がそれぞれ備蓄

【液体ミルク】

避難所避難者数 $\times 1.6\%$ (0~1歳人口比率) $\times 70\%$ (人口授乳率) $\times 1$ リットル/人/日 を府及び市町村がそれぞれ備蓄

(4) 哺乳瓶

避難所避難者数 $\times 1.6\%$ (0~1歳人口比率) $\times 70\%$ (人口授乳率) $\times 1$ 本(注)/人 を市町村が備蓄。
府は、予備分を備蓄。

(注)「瓶」以外、「使い切りタイプ」等の場合は、5回とする

(5) 毛布

避難所避難者数 \times 必要枚数2枚/人 を府及び市町村がそれぞれ備蓄

(6) 乳児・小児用及び大人用おむつ

【乳児・小児用】

避難所避難者数 $\times 2.5\%$ (0~2歳人口比率) $\times 8$ 枚(注)/人/日 を府及び市町村がそれぞれ備蓄

(注)8枚/人/日は3Hで1枚使用するとの平均データから算出 (内閣府確認)

【大人用おむつ】

避難所避難者数 \times 必要者割合0.005 $\times 8$ 枚(注)/人/日 を府及び市町村がそれぞれ備蓄

(注)8枚/人/日は3Hで1枚使用するとの平均データから算出 (内閣府確認)

(7) 生理用品

避難所避難者数 $\times 48\%$ (12~51歳人口比率) $\times 52\%$ (注) (12~51歳女性人口比率) $\times 5/32$ (月経周期) $\times 5$ 枚/人/日 を府及び市町村がそれぞれ備蓄

(注)対象年齢12歳から51歳、月経周期5日/32日については、日本産婦人科学会著書「女と男のディクショナリー」を参考

(8) 簡易トイレ

避難所避難者数 $\times 0.01$

※避難所避難者100人に1基、市町村はBOX型 (マンホールトイレ等含む)、府は調達を含め組立式等をそれぞれ確保する。また、府及び市町村がそれぞれ備蓄

(9) トイレットペーパー

避難所避難者数 $\times 7.5\text{m}$ (注)/人/日 $\times 3$ 日 を府及び市町村がそれぞれ備蓄

(注) NPO緊急災害備蓄推進協議会(経済産業省推奨)によると、4人家族で150m巻き6ロールを

約1か月分としている。150m×6ロール÷4人×30日=7.5m/人/日

(10) マスク

避難所避難者数×3 を府及び市町村がそれぞれ備蓄

〈大阪府の被害想定に基づく松原市の整備目標〉

(最大避難所避難者数：17,700人)

(令和2年9月)

	アルファ化米	高齢用食	粉ミルク	液体ミルク	乳児・小児用おむつ	大人用おむつ
目標量	30,267食	1,593食	13,000g	99ℓ	1,770枚	354枚
備考	1日一人3食	1日一人3食	1日一人130g	1日一人1ℓ	1日一人8枚	1日一人8枚
	哺乳ビン	生理用品	簡易トイレ	トイレットペーパー	毛布	マスク
目標量	199本	1,726枚	177基	93パック	17,700枚	26,550枚
備考	一人1本	1日一人5枚	100人に1基	1日一人7.5m (1パック12ロール入り)	一人2枚	3日分

8 輸送等関係

資料8-1 市有車両一覧

車	番	車 種
1	和泉800さ1399	小型特殊
2	和泉80あ2135	軽 特殊
3	和泉480こ6552	軽 貨 物
4	和泉41ゆ8984 スピーカー付	軽 貨 物
5	和泉41ゆ7305	軽 貨 物
6	和泉480え7155 スピーカー付 MT	軽 ダンプ
7	和泉880あ1373	軽 貨 物
8	和泉480け6975 スピーカー付	軽 貨 物 天然ガス
9	和泉41ゆ8408 MT	軽ダンプ
10	和泉43あ4864	軽 貨 物
11	和泉41ゆ7306	軽 貨 物
12	和泉41る3531	軽 貨 物
13	和泉54や2891 ETC	小 型 乗 用
14	和泉301ふ7677 ETC	普 通 乗 用 P H V
15	和泉50よ7096 スピーカー付	軽 乗 用
16	和泉50よ7097 スピーカー付	軽 乗 用
17	和泉41よ3573	軽 貨 物

車	番	車 種
18	和泉200さ 32 ETC	普 通 マイクロバス
19	和泉41る3733	軽 貨 物
20	和泉41る3734	軽 貨 物
21	和泉100さ2044 スピーカー付	普 ト ラ
22	和泉43け5892 MT	軽 ダンプ
23	和泉41る4499 MT	軽 ダンプ
24	和泉300む5409 ETC	普 通 乗 用
25	和泉501め4195 ETC	小 型 乗 用 H V
26	和泉501も337 ETC	小 型 乗 用
27	和泉480こ6553	軽 貨 物
28	和泉301と243 ETC	小 型 乗 用 P H V
29	和泉480そ9401	軽 貨 物
30	和泉41る2935 スピーカー付	軽 ト ラ
31	和泉480た9495 スピーカー付	軽 貨 物
32	和泉480た9496 スピーカー付	軽 貨 物
33	和泉480ち6223 スピーカー付	軽 貨 物
34	和泉480つ7807	軽 貨 物

車 番		車 種
35	和泉480ㄧ7801	軽 貨 物
36	和泉400ㄧ9331	小 型 貨 物
37	和泉580ㄧ546	軽 乗 用
合 計		3 7 台

資料 8 - 2 市内緊急交通路一覽

路 線 名		区 間	
広域緊急交通路	自動車専用道路	阪神高速大阪松原線	大阪市境～松原 J C T
		阪神高速大和川線	松原 J C T～大阪市境
		近畿自動車道	大阪市境～松原 J C T
		西名阪自動車道	藤井寺市境～松原 J C T
		阪和自動車道	堺市境～松原 J C T
	一般道路	国道309号	大阪市境～堺市境
		大阪中央環状線	大阪市境～堺市境
地域緊急交通路	府 道	堺大和高田線	堺市境～羽曳野市境
		大阪狭山線	堺市境～府道堺大和高田線
		大阪狭山線	府道堺大和高田線～大阪市境
		大阪狭山線	大阪市境～大堀堺線
		我堂金岡線	大堀堺線～堺市境
		大堀堺線	大阪狭山線～府道郡戸大堀線
		大堀堺線	堺市境～府道郡戸大堀線
		郡戸大堀線	大阪市境～府道堺大和高田線
		大阪狭山線	大阪狭山線～大堀堺線
		大阪狭山線	大阪狭山線～住吉八尾線
	住吉八尾線	大阪狭山線～大阪中央環状線	
	市 道	上田新堂東線	府道堺大和高田線～市道新堂南線
		新堂南線	国道309号線～大阪中央環状線

資料 8 - 3 災害時用臨時ヘリポート一覽

名 称	所 在 地
一津屋運動広場	松原市一津屋4丁目334番地の3
大塚運動広場	立部3丁目399番地の1
天美西運動広場	天美西4丁目230番地の1

松原市民運動広場	岡 7 丁目212番地
大和川西運動広場	天美北 4 丁目112番地の 2 先
大和川東運動広場	若林 2 丁目138番地の 1
三宅東公園	三宅東3, 4丁目地内

資料 8 - 4 災害時用臨時ヘリポートの選定基準

<p>1 地盤は、堅固な平坦地のこと。(コンクリート、芝生が最適)</p> <p>2 地面斜度 6 度以内のこと。</p> <p>3 離着陸（発着）のため必要最小限度の地積が確保できること。 [必要最小限度の地積]</p> <p>◎大型ヘリコプター … 100m四方の地積</p> <p>◎中型ヘリコプター … 50m四方の地積</p> <p>◎小型ヘリコプター … 30m四方の地積</p> <p>4 二方向以上から離着陸が可能であること。</p> <p>5 離着陸時、周辺に支障のある障害物がないこと。</p> <p>6 車両等の進入路があること。</p> <p>◎なお、受入れにあたっては次の事項に留意すること。</p> <p>1 風向風速を上空から確認判断できるように、ヘリポート近くに吹き流し又は旗を立てること。 これが準備できない場合でも航空機の進入方向を示す対策（例：発煙筒）をとること。</p> <p>2 着陸点にはHを表示すること。</p> <p>3 状況により消火設備、照明設備、補給設備等を整備すること。</p>

資料 8 - 5 物資輸送拠点一覧

名 称	所 在 地
一津屋運動広場	松原市一津屋 4 丁目334番地の 3
大塚運動広場	〃 立部 3 丁目399番地の 1
天美西運動広場	〃 天美西 4 丁目230番地の 1
松原市民運動広場	〃 岡 7 丁目212番地
天美西公園	〃 天美西5, 6丁目地内

資料 8-6 緊急通行車両等事前届出書及び届出済証

1 緊急通行車両等確認事前届出

2 緊急通行車両等事前届出済証

災 害 地震防災応急対策用 原子力災害 国民保護措置用 緊急通行車両等事前届出書 年 月 日 大阪府公安委員会 殿 届出者住所 (電 話) 氏 名 印		() 第 号 災 害 地震防災応急対策用 原子力災害 国民保護措置用 緊急通行車両等事前届出済証 左記のとおり事前届出を受けたことを証する。 年 月 日 大阪府公安委員会 印	
番号標に表示されて い る 番 号		注意事項 1 災害対策基本法、大規模地震対策特別措置法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、事前届出を行った警察署にこの緊急通行車両等事前届出済証を提示して所要の手続を受けること。 2 特別な事情により事前届出を行った警察署で手続ができない場合には、他の警察署等で手続を受けること。 3 届出内容に変更を生じ、又は届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、若しくは破損した場合には、事前届出を行った警察署に届け出て再交付の手続を受けること。 4 事前届出を受けた車両について、次のいずれかに該当するときは、速やかに事前届出を行った警察署に届出済証を返納すること。 (1) 緊急通行車両等として使用される車両に該当しなくなったとき。 (2) 当該車両が廃車となったとき。 (3) その他緊急通行車両等としての必要なくなったとき。	
車両の用途（緊急輸 送を行う車両にあっ ては、輸送人員又は 品名）			
使 用 者	住 所 () 局 番 氏 名		
出 発 地			

注：1 指定行政機関等の保有する車両については、この届出書を2通作成し、届出に係る車両の自動車検査証の写し1通を添付の上、当該車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署に提出すること。

2 指定行政機関等の保有する車両以外の車両については、この届出書を2通作成し、届出に係る車両の自動車検査証の写し1通及び輸送協定書その他の当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類（当該書類がない場合は、指定行政機関等の上申書等の写し1通）を添付の上、災害応急対策業務に係る指定行政機関等の所在地を管轄する警察署に提出すること。

資料 8 - 7 緊急通行車両等確認申請書及び確認証明書

1 緊急通行車両等確認申請書

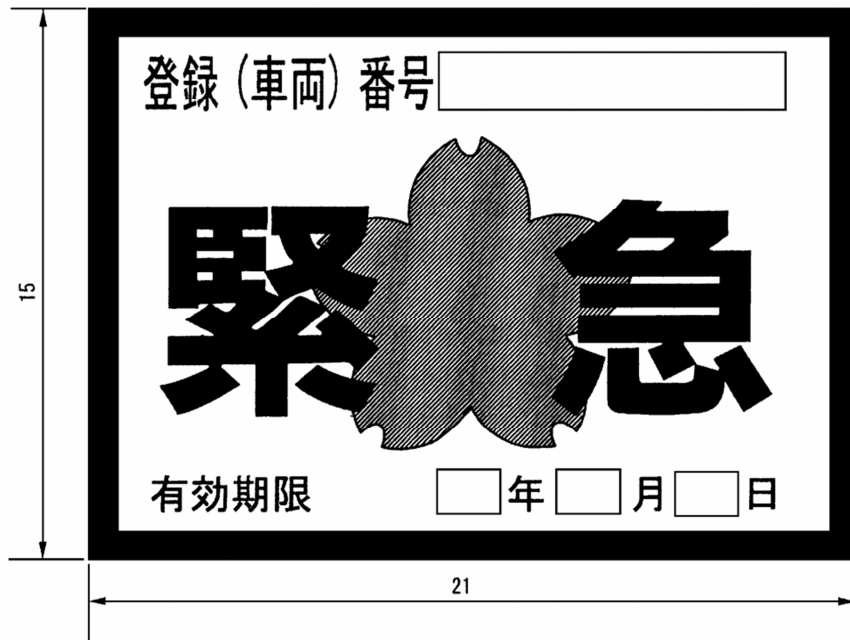
緊急通行車両確認申請書		年 月 日	
大阪府知事 殿 大阪府公安委員会		申請者住 所 (電 話)	
氏 名			
行政機関等の名称等	1 指定行政機関 3 地方公共団体（執行機関を含む） 5 指定地方公共機関 名 称（	2 指定地方行政機関 4 指定公共機関	
業 務 の 内 容	1 警報の発令 3 救難救助等 5 施設等の応急復旧 7 社会秩序の維持 9 災害の防御等 10 その他（	2 消防等の応急措置 4 児童等の教育 6 保健衛生 8 緊急通行の確保	
番号票に表示されている番号			
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）			
車 両 の 使 用 者	住 所	() 局 番	
	氏 名		
通 行 日 時			
通 行 経 路	出 発 地	目 的 地	
備 考			

2 緊急通行車両等確認証明書

第 号		年 月 日	
緊急通行車両等確認証明書			
大阪府知事 大阪府公安委員会			
番号欄に表示されている番号			
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）			
使 用 者	住 所	() 局 番	
	氏 名		
通 行 日 時			
通 行 経 路			
備 考			

備考 用紙は、日本工業規格 A 5 とする。

資料 8 - 8 緊急通行車両等の標章



- 備考 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録 (車両) 番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録 (車両) 番号並びに年、月及び日を表示する部分を白地、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

資料 8-9 緊急通行車両等事前届出済車一覧

車 両 番 号	種 別	用 途	形 状
和泉800さ1399	小型	特殊	身体障がい者輸送車
和泉80あ2135	軽自動車	特殊	車いす移動者
和泉480こ6552	軽自動車	貨物	バン
和泉41ゆ8984	軽自動車	貨物	バン
和泉41ゆ7305	軽自動車	貨物	バン
和泉480え7155	軽自動車	貨物	ダンプ
和泉880あ1373	軽自動車	特殊	道路作業用
和泉480け6975	軽自動車	貨物	バン
和泉41ゆ8408	軽自動車	貨物	ダンプ
和泉43あ4864	軽自動車	貨物	バン
和泉41ゆ7306	軽自動車	貨物	バン
和泉41る3531	軽自動車	貨物	バン
和泉54や2891	小型	乗用	箱型
和泉50よ7096	軽自動車	貨物	バン
和泉50よ7097	軽自動車	貨物	バン
和泉41よ3573	軽自動車	貨物	バン
和泉200さ 32	普通	乗合	バス
和泉41る3733	軽自動車	貨物	バン
和泉41る3734	軽自動車	貨物	バン
和泉100さ2044	普通	貨物	キャブオーバー 2t
和泉43け5892	軽自動車	貨物	ダンプ
和泉41る4499	軽自動車	貨物	ダンプ
和泉300む5409	普通	乗用	箱型
和泉501め4195	小型	乗用	箱型
和泉501も337	小型	乗用	箱型
和泉480こ6553	軽自動車	貨物	バン
和泉301と243	小型	乗用	箱型
和泉480そ9401	軽自動車	貨物	バン
和泉41る2935	軽自動車	貨物	キャブオーバー
和泉480た9495	軽自動車	貨物	バン
和泉480た9496	軽自動車	貨物	バン
和泉480ち6223	軽自動車	貨物	バン

和泉480つ7807	軽自動車	貨物	バン
和泉480つ7801	軽自動車	貨物	バン
和泉400て9331	小型	貨物	キャブオーバー
和泉580せ546	軽自動車	乗用	箱型
和泉88す7979	普通	特種	給水車
和泉800す5655	普通	特種	給水車

9 防災プラネット関係

資料9-1 防災プラネット基幹校一覧

防災プラネット		所在地	電話番号
第1地区	松原中学校	松原市新堂1丁目604番地の1	072-339-2501
第2地区	天美北小学校	〃 天美東4丁目240番地の1	072-335-7400
第3地区	布忍小学校	〃 南新町1丁目6番17号	072-332-0001
第4地区	松原北小学校	〃 阿保1丁目16番3号	072-332-0431
第5地区	天美小学校	〃 天美東8丁目12番22号	072-332-0333
第6地区	松原南小学校	〃 岡4丁目1番5号	072-332-1650
第7地区	恵我小学校	〃 大堀3丁目4番17号	072-332-1212

配備資機材

(各箇所当たり)

番号	品名	数量
1	コードリール	1基
2	バール	10本
3	大型ハンマー	5本
4	大ヨキ	5本
5	ノコギリ	10本
6	ツルハン	10本
7	スコップ	10丁
8	チェーンソー	1台
9	ワンタッチリヤカー	1台
10	角型組立水槽	1基
11	二つ折担架	1基
12	サイレン付メガホン	1個
13	油圧ジャッキ	1台
14	発電器	1台
15	投光器	1台
16	可搬式動力ポンプ一式	1台
17	炊飯装置	1台
18	ろ水機	1台
19	作業服	30着
20	ヘルメット	30個
21	雨合羽	30着
22	長靴	30足
23	メガホン	2個
24	ライト	5個
25	ロッカー	2台

※尚、各倉庫の大きさに準じて備蓄するものとする

10 災害対策本部等関係

資料10-1 松原市防災会議委員一覧

会 長：松原市長

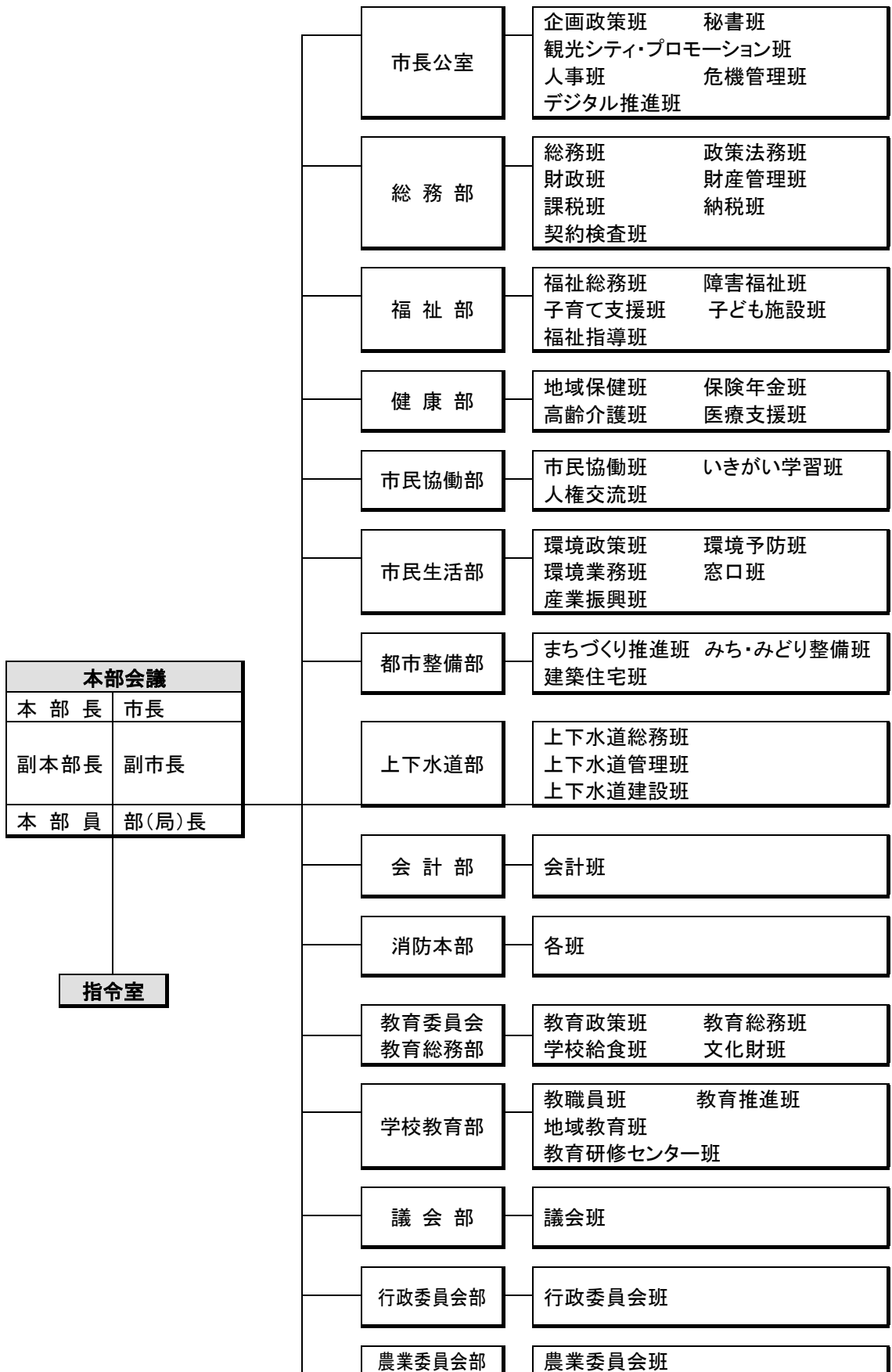
	職 名
条例第3条第5項第1号委員 (指定地方行政機関の長)	近畿地方整備局 大和川河川事務所長
	国土交通省大阪航空局八尾空港事務所空港長
条例第3条第5項第3号委員 (大阪府知事の部内の職員)	大阪府富田林土木事務所長
	大阪府藤井寺保健所次長
	大阪府富田林土木事務所 地域支援・企画課長
条例第3条第5項第5号委員 (市長が指定する市職員)	副市長
	副市長
	市長公室長
	都市整備部長
	上下水道部長
条例第3条第5項第8号委員 (指定公共機関又は指定地方公共機関の長)	日本郵便株式会社 松原郵便局長
	近畿日本鉄道株式会社 藤井寺駅長
	近鉄バス株式会社 営業部 松原営業所長
	西日本電信電話株式会社関西支店 設備部長
	関西電力送配電株式会社 大阪支社 東大阪地域統括長
	大阪ガスネットワーク株式会社 南部事業部 導管計画チーム マネジャー
条例第3条第5項第9号委員 (自主防災組織を構成する者 又は学識経験者)	松原防犯協議会 (会長)
	松原商工会議所 (会頭)
	松原市婦人防火クラブ連合会 (会長)
	松原市町会連合会 (会長)
	松原市自主防災組織連絡協議会 (会長)
	松原市赤十字奉仕団 (委員長)
	特定非営利活動法人 松原市防災士会 (理事長)
	松原市民生委員児童委員協議会 (会長)
	松原市医師会 (副会長)
	松原市PTA協議会 (副会長)
	松原市老人クラブ連合会 (女性部長)
	松原市社会福祉協議会 (評議員)
	阪南大学 (経済学部准教授)
松原青年会議所 (理事長)	

(任期指定のない委員)

条例第3条第5項第2号委員	陸上自衛隊第37普通科連隊第3中隊長
条例第3条第5項第4号委員	松原警察署長
条例第3条第5項第6号委員	松原市教育長
条例第3条第5項第7号委員 (消防長及び消防団長)	松原市消防長
	松原市消防団長

資料10-2 松原市災害対策本部の組織及び事務分掌

1 災害対策本部の組織



2 災害対策本部の事務分掌

部 名 (部長)	班 名 (班長)	分 掌 事 務
市長公室 (市長公室長)	企画政策班 (企画政策課長)	1 本部の庶務に関する事。 2 各部及び各執行機関との総合連絡調整に関する事。 3 災害救助法の適用申請に関する事。 4 災害復興計画に関する事。
	秘書班 (秘書課長)	1 本部長(市長)及び副本部(副市長)長の秘書に関する事。 2 自主防災組織との連絡調整に関する事。
	人事班 (人事課長)	1 職員の動員に関する事。 2 職員の動態及び被災に関する事。
	危機管理班 (危機管理課長)	1 災害対策本部の設置等に関する事。 2 本部会議に関する事。 3 他部からの被害状況のとりまとめに関する事。 4 配備指令に関する事。 5 防災行政無線に関する事。 6 災害情報の収集・伝達に関する事。 7 警戒レベルに関する事。 8 消防本部、消防団との連絡調整に関する事。 9 警察、関係機関等との連絡調整に関する事。 10 災害情報の収集及び府等への報告に関する事。
	デジタル推進班 (デジタル推進課長)	1 災害時における電子計算システムの管理及びデータ保存に関する事。
	観光・シティプロモーション班 (観光・シティプロモーション課長)	1 観光施設の被害調査及び応急対策に関する事。 2 災害時の広報活動に関する事。 3 報道機関との連絡調整に関する事。 4 観光客等の避難支援対策に関する事。 5 観光関係団体及び物産関係団体への情報提供及び情報収集に関する事。 6 災害記録、写真の撮影及び各種資料の収集に関する事。 7 被災観光客の帰省支援対策に関する事。
総務部 (総務部長)	総務班 (総務課長)	1 庁舎の被害調査及び応急対策に関する事。 2 市有車両及び車両の確保に関する事。 3 庁内放送に関する事。 4 緊急輸送車両の確認申請に関する事。
	政策法務班 (政策法務課長)	1 災害関係文書の收受、配布及び発送に関する事。
	財政班 (財政課長)	1 災害対策の予算措置に関する事。

	財産管理班 (財産管理課長)	1 市有財産の被害状況調査の総括に関する事。
	課税班 (課税課長)	1 土地、家屋、設備等の被害調査に関する事。 2 罹災証明の発行に関する事。 3 災害による市税の減免等に関する事。
	納税班 (納税課長)	1 課税班の応援に関する事。
	契約検査班 (契約検査室長)	1 被災者(傷病者、死亡者を含む。)の調査に関する事。 2 応急用災害物資の調達に関する事。
福祉部 (福祉部長)	福祉総務班 (福祉総務課長)	1 部内の応援調整に関する事。 2 福祉対策の総合企画、調整及び救助の実施に関する事。 3 民生委員及び児童委員等との連絡調整に関する事。 4 日本赤十字社との連絡調整に関する事。 5 社会福祉協議会との連絡調整に関する事。 6 救援物資の受入れ、仕分け等に関する事。 7 ボランティアの受入れに関する事。
	障害福祉班 (障害福祉課長)	1 総合福祉会館の被害調査及び応急対策に関する事。 2 障害者等の被害調査及び応急対策に関する事。
	子ども未来室子ども施設班 (子ども未来室子ども施設課長)	1 園児・児童の安全確保に関する事。 2 児童福祉施設等の被害調査及び応急対策に関する事。 3 保護者との連絡調整に関する事。 4 臨時保育所の開設に関する事。
	子ども未来室子育て支援班 (子ども未来室子育て支援課長)	1 子ども施設班の応援に関する事。
	福祉指導班 (福祉指導課長)	1 社会福祉法人の被害状況の調査及び連絡、調整、報告に関する事。
健康部 (健康部長)	地域保健班 (地域保健課長)	1 医療機関の被害状況の調査に関する事。 2 医療救護所の設置及び運営に関する事。 3 保健所との連絡調整に関する事。 4 医師会、歯科医師会、薬剤師会、日本赤十字社等関係団体との連絡調整に関する事。 5 保健センターとの連絡調整に関する事。 6 医療助産活動に関する事。 7 医療救護班の要請に関する事。 8 医薬品及び医療用資器材の確保に関する事。 9 感染症予防に関する事。 10 被災者の医療看護に関する事。 11 避難所への巡回相談に関する事。 12 被災者への臨時健康相談、健康診断に関する事。
	保険年金班 (保険年金課長)	1 部内の応援に関する事。

	高齢介護班 (高齢介護課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 高齢者の避難誘導に関する事。 2 老人センター等の被害調査及び応急対策に関する事。 3 高齢者の被害状況の把握及び救護に関する事。 4 老人福祉関係団体との連絡調整に関する事。
	医療支援班 (医療支援課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 部内の応援に関する事。
市民協働部 (市民協働部長)	市民協働班 (市民協働課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 外国人等の避難誘導に関する事。 2 外国人等の被害状況の把握及び救護に関する事。 3 自治振興会(町会)との連絡調整に関する事。
	いきがい学習班 (いきがい学習課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 施設利用者の安全確保及び避難誘導に関する事。 2 社会教育施設等の被害調査及び応急対策に関する事。 3 社会体育施設等の被害調査及び応急対策に関する事。 4 少年自然の家等所管施設の被害調査及び応急対策に関する事。
	人権交流班 (人権交流室長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 施設利用者の安全確保及び避難誘導に関する事。 2 部内の応援調整に関する事。
市民生活部 (市民生活部長)	環境政策班 (環境政策課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 清掃施設の被害状況調査及び応急対策に関する事。 2 部内の応援調整に関する事。 3 し尿、ごみ等災害時の廃棄物関係の総合対策に関する事。 4 し尿業者等関係団体との連絡調整に関する事。 5 災害時の総合環境対策に関する事。
	環境予防班 (環境予防課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 獣医師会に関する事。 2 死体の処理及び埋葬に関する事。
	環境業務班 (環境業務課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 感染症の予防対策に関する事。 2 ごみの処理に関する事。 3 がれきの処理に関する事。 4 防疫対策の実施に関する事。
	窓口班 (窓口課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 身元不明及び行方不明者に関する事。 2 部内の応援に関する事。
	産業振興班 (産業振興課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 農業関係施設の被害調査及び応急対策に関する事。 2 商工業施設の被害調査及び応急対策に関する事。 3 主要食料の調達に関する事。 4 生活必需品等の調達に関する事。 5 農協、土地改良区水利組合等との連絡調整に関する事。 6 家畜伝染病の予防及び防疫に関する事。 7 商工会議所との連絡調整に関する事。 8 商工業者の災害復旧資金のあっせん等に関する事。 9 農業金融に関する事。

都市整備部 (都市整備部長)	まちづくり推進班 (まちづくり推進課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 道路、橋りょう等土木関係の総合対策に関する事。 2 搬送車両及び重機類の確保・調達に関する事。
	みち・みどり整備班 (みち・みどり整備課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 道路、橋りょう等の被害調査及び応急対策に関する事。 2 道路交通の確保に関する事。 3 道路情報の収集・伝達に関する事。 4 都市公園施設等の被害調査に関する事。 5 障害物の除去に関する事。 6 土木業者との連絡調整に関する事。 7 道路・橋等の災害復旧資機材に関する事。 8 都市公園施設等の応急対策に関する事。
	建築住宅班 (建設住宅課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 市営住宅の被害調査及び応急対策に関する事。 2 応急仮設住宅の建設及び被災住宅の応急対策に関する事。 3 公共住宅への入居措置に関する事。 4 建築業者との連絡調整に関する事。 5 被災者の建築相談に関する事。
上下水道部 (上下水道部長)	上下水道総務班 (上下水道総務課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 上水道復旧の総合対策に関する事。 2 部内の応援調整に関する事。 3 上水道施設被害のとりまとめに関する事。 4 上水道工事業者との連絡調整に関する事。 5 今池水みらいセンターとの連絡調整に関する事。 6 節水、給水等の広報に関する事。 7 下水道復旧の総合対策に関する事。 8 下水道施設被害のとりまとめに関する事。
	上下水道管理班 (上下水道管理課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 応急給水に関する事 2 上下水道施設の被害調査に関する事。 3 排水設備工事指定業者等との連絡調整に関する事。 4 給配水量の制限、水量調節及び応急給水に関する事。 5 仮設トイレの設置に関する事。
	上下水道建設班 (上下水道建設室長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 上下水道施設の被害調査及び応急対策に関する事。 2 下水道施設の被害調査及び応急対策に関する事。 3 上水道施設の復旧に関する事。 4 河川・下水道施設の復旧に関する事。 5 上水道災害復旧資機材の調達に関する事。 6 下水道災害復旧資機材の調達に関する事。 7 避難場所の給水設備等の点検整備に関する事。
会計部 (会計管理者)	会計班 (会計室長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害用応急物資の検収に関する事。 2 義援金、見舞金の受付及び保管に関する事。 3 災害経費の収支に関する事。

消防本部 (消防長)	各 班	<ol style="list-style-type: none"> 1 消防法に基づく消防活動に関する事。 2 消防団との連絡に関する事。 3 対策本部との連絡に関する事。 4 緊急消防援助隊に関する事。 5 消防・水防資器材等の整備及び調達に関する事。
教育委員会 教育総務部 (教育総務部長)	教育政策班 (教育政策課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 教育施設避難所との連絡調整に関する事。 2 市立学校施設の被害状況及び応急対策に関する事。 3 避難所(市立学校)の開設及び運営の協力に関する事。
	教育総務班 (教育総務課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 学校施設の避難所開設の協力に関する事。 2 市立学校施設の被害状況及び応急対策に関する事。 3 市立学校施設の災害復旧計画に関する事。
	学校給食班 (学校給食課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 学校給食センターの被害調査及び応急対策に関する事。 2 学校給食センターとの連絡調整に関する事。 3 学校給食に関する事。 4 炊き出しに関する事。
	文化財班 (文化財課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 文化財の被害調査に関する事。
学校教育部 (学校教育部長)	教職員班 (教職員課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 児童・生徒の安全確保に関する事。 2 災害時における教職員の確保に関する事。
	教育推進班 (教育推進課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災児童・生徒及び教職員の保健管理に関する事。 2 被災児童・生徒の学用品の支給に関する事。
	地域教育班 (地域教育課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 施設利用者の安全確保及び避難誘導に関する事。
	教育研修センター班 (教育研修センター長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 部内の応援調整に関する事。
議会部 (議会事務局長)	議会班 (参事)	<ol style="list-style-type: none"> 1 議会との連絡調整に関する事。
行政委員会部 (行政委員会総合事務局長)	行政委員会班 (参事)	<ol style="list-style-type: none"> 1 他部の応援に関する事。
農業委員会部 (農業委員会事務局長)	農業委員会班 (参事)	<ol style="list-style-type: none"> 1 産業振興班の応援に関する事。

1 1 条例等関係

資料11-1 松原市防災会議条例

(昭和37年9月28日)
(条例第14号)

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、松原市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 松原市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務（会長及び委員）

第3条 防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。

- 2 会長は、市長をもつて充てる。
- 3 会長は、会務を掌理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもつて充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうち市長が指定する職にある者
 - (2) 市の区域を警備区域とする陸上自衛隊の中隊長又はそれに準ずる職にある者
 - (3) 大阪府知事の部内の職員のうち市長が指定する職にある者
 - (4) 市の区域を管轄する警察署の署長
 - (5) 市職員のうち市長が指定する職にある者
 - (6) 教育長
 - (7) 消防長及び消防団長
 - (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうち市長が指定する職にある者
 - (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者
- 6 前項の委員の定数は、35人以内とする。
- 7 第5項第1号、第2号（中隊長を除く。）、第3号、第5号、第8号及び第9号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係指定地方行政機関の職員、大阪府の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関

係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは解任されるものとする。

(議事等)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し、必要な事項は市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和43年条例第33号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和54年条例第16号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年条例第5号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年条例第30号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成26年条例第26号)

この条例は、公布の日から施行する。

資料11-2 松原市防災会議条例施行規則

(昭和43年8月28日)
規則第23号

(趣旨)

第1条 この規則は、松原市防災会議条例（昭和37年条例第14号）第5条の規定に基づき、松原市防災会議（以下「会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第2条 会議は、会長がこれを招集し、議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専決処分)

第3条 緊急を要し、会議を招集するいとまがないとき、若しくはやむを得ない事情により会議を招集することができないとき、又は軽易な事項を処理する場合においては、会長は、会議が処理すべき事項（松原市地域防災計画の作成及び修正を除く。）を処分することができる。

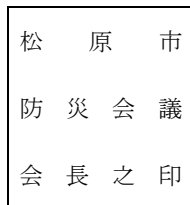
2 前項の規定による処置については、会長は、次の会議においてこれを報告し、その承認を求めなければならない。

(公印)

第4条 会長の公印を次のように定める。

かい書

方21mm



(庶務)

第5条 会議の庶務は、市長公室危機管理課においてこれを行う

(補則)

第6条 前各条に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、その都度会長が会議に諮って定める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 松原市災害対策本部規程（昭和39年規程第2号）は、廃止する。

附 則（昭和46年規則第21号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和51年規則第26号）抄

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和54年規則第18号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年規則第13号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成26年規則第20号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

資料11－3 松原市災害対策本部条例

(昭和37年9月28日)
(条例第13号)

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、松原市災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要があると認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(出先機関)

第4条 災害対策本部長は、必要があると認めるときは、災害対策本部に出先機関を置くことができる。

2 出先機関に必要な職員を派遣する。

(雑則)

第5条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成10年条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年条例第31号）

この条例は、公布の日から施行する。

12 協定等関係

資料12-1 災害関連協定【危機管理課】

No.	防災関係協定等名称	締結日	備考
1	災害相互応援協定【中河内3市+南河内地域5市2町1村】	H17.2.1	
2	災害時における応急対策業務に関する協定書【松原建設業協会】	H18.10.3	道路交通確保のための障害物撤去作業、応急対策
3	災害時における応急対策業務に関する協定書【(一社)松原災害復旧支援協力会】	H18.10.3	道路交通確保のための障害物撤去作業、応急対策
4	災害発生時における避難者の受入れに関する協定書【堺市】	H21.3.26	
5	災害発生時における避難者の相互受入れに関する協定書【大阪市】	H21.3.26	
6	避難所の開設等に関する覚書【平野高等学校】	H21.4.22	
7	避難所の開設等に関する覚書【松原高等学校】	H21.5.27	
8	避難所の開設等に関する覚書【大塚高等学校】	H21.6.1	
9	避難所の開設等に関する覚書【生野高校】	H21.6.10	
10	災害時等における協力に関する協定【株式会社セルビス】	H22.12.16	緊急一時避難場所の提供、遺体の搬送、安置
11	災害時等における協力に関する協定【大阪屋】	H22.12.16	緊急一時避難場所の提供、遺体の搬送、安置
12	災害時等における協力に関する協定【仏光殿】	H22.12.16	緊急一時避難場所の提供、遺体の搬送、安置
13	災害時における避難所等施設利用に関する協定書【阪南大学】	H23.5.16	付録「避難所の鍵に関する覚書」
14	石油基地自治体協議会加盟団体災害時相互応援協定【石油基地自治体協議会加盟団体】	H23.7.12	
15	災害時における物資調達に関する協定【セツカートン株式会社】	H23.8.23	段ボールベッド
16	災害相互応援協定【南河内地域5市2町1村+堺市】	H23.9.1	
17	災害時における相互応援に関する協定書【大和市】	H23.11.17	
18	洪水予測を用いた的確な避難判断手法の検討に係る確認事項【国土交通省大和川河川事務所】	H24.7.18	
19	災害時等の応援に関する申し合わせ【国土交通省近畿地方整備局】	H24.7.18	災害対策用機械等の貸付け及び職員等の派遣
20	災害時における応急食料品の優先供給に関する協定【山崎パン大阪第二工場】	H24.9.10	
21	災害救助物資の緊急調達等に関する協定【株式会社スギ薬局】	H24.9.18	一般用医薬品、食料品、日用品
22	災害救助物資の緊急調達等に関する協定【ウエルシア薬局株式会社】	H25.2.20	一般用医薬品、食料品、日用品
23	災害救助物資の緊急調達等に関する協定【株式会社サンブラザ】	H25.3.19	一般用医薬品、食料品、日用品
24	災害時の医療救護活動に関する協定書【松原市医師会】	H25.4.15	

25	災害時の医療救護活動に関する協定書【松原市歯科医師会】	H25. 4. 15	
26	災害時の医療救護活動に関する協定書【松原市薬剤師会】	H25. 4. 15	
27	災害時の医療救護活動に関する協定書【阪南中央病院】	H25. 4. 19	
28	災害時の医療救護活動に関する協定書【松原徳洲会病院】	H25. 4. 19	
29	災害時の医療救護活動に関する協定書【明治橋病院】	H25. 4. 19	
30	災害救助用精米の供給等に関する協定【幸南食糧】	H25. 6. 13	精米の供給
31	災害時における避難者の受入れにかかる確認書【堺市及び南河内地域6市2町1村】	H25. 7. 1	避難者の相互受入れ
32	全国セーフコミュニティ推進自治体ネットワーク会議における災害時相互応援に関する申合せ	H25. 11. 16	
33	西除川聖堂橋西詰河川管理用スロープ扉の開放に関する覚書【河合自主防・富田林土木】	H25. 11. 20	河川管理用鍵の破壊を認める
34	災害に係る情報発信等に関する協定【ヤフー】	H25. 12. 18	避難所のマッピングやHPのキャッシュサイトの提供
35	防災への取り組みに関する協定書【グーグル】	H26. 1. 10	避難所のマッピングや安否確認情報の発信等
36	災害時における緊急避難所としての施設利用に関する覚書【丹南地区連合会】	H26. 4. 1	耐震診断あり
37	災害時における緊急避難所としての施設利用に関する覚書【上田第3町会】	H26. 4. 1	耐震診断不要
38	災害時における緊急避難所としての施設利用に関する覚書【東代第1町会】	H26. 4. 1	耐震診断不要
39	災害時における緊急避難所としての施設利用に関する覚書【岡新町町会】	H26. 4. 1	耐震診断不要
40	災害時における緊急避難所としての施設利用に関する覚書【岡地区連合会】	H26. 4. 1	耐震診断不要
41	災害時における緊急避難所としての施設利用に関する覚書【新栄住宅自治連合会】	H26. 4. 1	耐震診断不要
42	災害時における緊急避難所としての施設利用に関する覚書【新栄住宅自治連合会】	H26. 4. 1	耐震診断不要
43	災害時における緊急避難所としての施設利用に関する覚書【阿保自治会】	H26. 4. 1	耐震診断不要
44	災害時における緊急避難所としての施設利用に関する覚書【池内自治連合会】	H26. 4. 1	耐震診断不要
45	災害時における緊急避難所としての施設利用に関する覚書【池内自治連合会】	H26. 4. 1	耐震診断不要
46	災害時における緊急避難所としての施設利用に関する覚書【別所連合町会】	H26. 4. 1	耐震診断不要
47	大阪府防災行政無線設備の整備及び管理運営に関する協定書【大阪府】	H26. 4. 1	O-D I S等の整備
48	松原市地域防災まちづくり推進協定【大堀町会】	H26. 4. 2	地域における防災力の向上、市民主体の防災環境づくり
49	防災施設の使用に関する協定書【大堀町会】	H26. 12. 12	大堀町会防災センターの一部を、市が救援物資を備蓄するために無償提供
50	災害発生時における応急対策業務に関する協定書【松原市水道工事業協同組合】	H28. 2. 10	応急復旧業務

51	災害時におけるLPガス等供給の協力に関する協定書【一般社団法人大阪府LPガス協会 南河内北支部 松原地区】	H28. 7. 8	設備の供給
52	災害時における地図製品等の供給等に関する協定書【(株)ゼンリン】	H28. 11. 30	インターネットサービス (ZNET TOWN) の無償利用について
53	松原市総合防災マップ協働発行に関する協定【(株)ゼンリン】	H28. 11. 30	
54	災害時等の緊急放送における協定書【(株)ジェイコムウェスト・(株)ジュピターテレコム】	H29. 2. 3	緊急情報のJ:COMチャンネルでの配信
55	災害発生時における福祉避難所の指定及び設置運営に関する協定書【(社福)まつのみ福祉会】	H29. 2. 3	福祉避難所の開設・運営
56	災害発生時における福祉避難所の指定及び設置運営に関する協定書【(社福)大阪手をつなぐ育成会】	H29. 2. 3	福祉避難所の開設・運営
57	災害発生時における福祉避難所の指定及び設置運営に関する協定書【(社福)風媒花】	H29. 2. 3	福祉避難所の開設・運営
58	災害発生時における福祉避難所の指定及び設置運営に関する協定書【(社福)ひまわり】	H29. 2. 3	福祉避難所の開設・運営
59	災害発生時における福祉避難所の指定及び設置運営に関する協定書【(社福)バオバブ福祉会】	H29. 2. 3	福祉避難所の開設・運営
60	災害発生時における福祉避難所の指定及び設置運営に関する協定書【(社福)政和福祉会】	H29. 2. 3	福祉避難所の開設・運営
61	災害発生時における福祉避難所の指定及び設置運営に関する協定書【(社福)大阪府障害者福祉事業団】	H29. 2. 3	福祉避難所の開設・運営
62	災害発生時における福祉避難所の指定及び設置運営に関する協定書【(社福)堺暁福祉会】	H29. 2. 7	福祉避難所の開設・運営
63	災害発生時における福祉避難所の指定及び設置運営に関する協定書【(社福)聖徳会】	H29. 2. 7	福祉避難所の開設・運営
64	災害発生時における福祉避難所の指定及び設置運営に関する協定書【(社福)博光福祉会】	H29. 2. 7	福祉避難所の開設・運営
65	災害発生時における福祉避難所の指定及び設置運営に関する協定書【(社福)松風福祉会】	H29. 2. 7	福祉避難所の開設・運営
66	災害時における緊急避難所としての施設利用に関する覚書【河合連合会】	H29. 3. 31	指定緊急避難場所の提供
67	風水害時における指定緊急避難場所としての施設利用に関する覚書【丹南連合会】	H29. 4. 1	指定緊急避難場所の提供
68	風水害時における指定緊急避難場所としての施設利用に関する覚書【立部町会】	H29. 4. 1	指定緊急避難場所の提供
69	風水害時における指定緊急避難場所としての施設利用に関する覚書【高木第一町会】	H29. 4. 1	指定緊急避難場所の提供
70	風水害時における指定緊急避難場所としての施設利用に関する覚書【堀町会連合会】	H29. 4. 1	指定緊急避難場所の提供
71	風水害時における指定緊急避難場所としての施設利用に関する覚書【西野々第一町会】	H29. 4. 1	指定緊急避難場所の提供
72	災害時における指定緊急避難所としての施設利用に関する覚書【向井町連合】	H29. 6. 23	指定緊急避難場所の提供
73	災害発生時等の物資等の緊急輸送に関する協定書【松原トラック協議会】	① H25. 8. 12 ② H30. 4. 10	① 物資等の緊急輸送 ② 物資の積み下ろし等場所の提供・一時保管
74	災害時における相互応援に関する協定書【宮城県東松島市】	H30. 4. 20	人的、物的支援にかかる相互応援

75	災害時における相互応援に関する協定書【岡山県総社市】	H30. 12. 18	人的、物的支援にかかる相互応援
76	地震等における一時避難場所としての使用に関する協定書【阪神高速道路(株)】	R2. 3. 29	阪神高速道路天美換気所の一時的避難場
77	阪神高速大和川線事業に伴い整備された施設を地域住民等の一時避難場所として使用することに関する協定書【阪神高速道路大和川線城連寺地区対策協議会】	R2. 3. 29	阪神高速道路天美換気所の一時的避難場所
78	災害時における支援協力に関する協定書【(一社)ドローン撮影クリエイターズ協会、(一社)地域再生・防災ドローン利活用推進協会】	R2. 5. 19	災害対応に必要な映像・画像等の情報収集及び災害地図作成等
79	災害時における障害者施設利用等に関する協定書【NPO法人障がい者支援ねっとまつばら、松原ライオンズクラブ】	R2. 8. 25	障害者施設における要配慮者支援の協力体制
80	地域防災力の向上を目指した地域社会の連携に関する基本協定書【大阪トヨペット(株)、トヨタカローラ南海(株)、ネットトヨタ南海(株)】	R2. 10. 9	外部給電車両からの電気供給
81	地震等における避難施設の使用に関する協定【三菱UFJ信託銀行(株)】	R3. 7. 7	
82	災害時等における避難施設の使用に関する協定【(株)富士通ゼネラル】	R3. 9. 2	
83	災害救助物資の緊急調達等に関する協定【エクシオグループ(株)】	R3. 10. 7	
84	災害時等における宿泊施設の提供等に関する協定【(株)エフ・イー・ティーシステム】	R3. 11. 17	
85	災害時における被災者等に対する入浴支援等に関する協定【大阪府公衆浴場業生活衛生同業組合松原支部】	R4. 4. 20	
86	地震等における避難施設の使用に関する協定書	R4. 5. 20	

資料12-2 災害関連協定【消防本部】

No.	防災関係協定等名称	締結日	備考
1	大阪府下広域消防相互協定【府下37団体】	H28. 4. 1	
2	大阪市・松原市航空消防応援協定【大阪市】	H22. 4. 1	
3	八尾市・松原市消防相互応援協定【八尾市】	H26. 4. 1	
4	大阪国際空港周辺都市航空機災害消防相互応援協定【14都市】	H26. 1. 31	
5	東大阪市、松原市消防相互応援協定【東大阪市】	H26. 4. 1	
6	西名阪自動車道消防相互応援協定【6団体】	H26. 4. 1	
7	大阪府中ブロック消防相互応援協定【6市2町1村】	R3. 4. 1	
8	松原市・堺市消防相互応援協定【堺市】	H20. 10. 1	
9	大阪市・松原市消防相互応援協定【大阪市】	H25. 11. 1	
10	災害時等の燃料供給等に関する協定書【有限会社アタック・ウイン】	H27. 4. 1	可能な範囲で燃料等の優先供給に努める

11	災害時等の燃料供給等に関する協定書【株式会社 オータニ】	H27. 4. 1	可能な範囲で燃料等の優先供給に努める
12	災害時等の燃料供給等に関する協定書【株式会社 西日本宇佐美関西支社】	H27. 4. 1	可能な範囲で燃料等の優先供給に努める
13	災害時等の燃料供給等に関する協定書【小杉石 油】	H27. 4. 1	可能な範囲で燃料等の優先供給に努める
14	災害時等の燃料供給等に関する協定書【コスモ石 油販売株式会社 大阪カンパニー】	H27. 4. 1	可能な範囲で燃料等の優先供給に努める
15	災害時等の燃料供給等に関する協定書【小森石油 株式会社】	H27. 4. 1	可能な範囲で燃料等の優先供給に努める
16	災害時等の燃料供給等に関する協定書【株式会社 フォルテンモ】	H27. 4. 1	可能な範囲で燃料等の優先供給に努める
17	災害時等の燃料供給等に関する協定書【山栄油 業】	H27. 4. 1	可能な範囲で燃料等の優先供給に努める
18	災害時等の燃料供給等に関する協定書【株式会社 大喜】	H27. 4. 1	可能な範囲で燃料等の優先供給に努める
19	災害時等の燃料供給等に関する協定書【タイガー 石油株式会社】	H27. 4. 1	可能な範囲で燃料等の優先供給に努める
20	災害時等の燃料供給等に関する協定書【田中石油 株式会社】	H27. 4. 1	可能な範囲で燃料等の優先供給に努める
21	災害時等の燃料供給等に関する協定書【手束石油 株式会社】	H27. 4. 1	可能な範囲で燃料等の優先供給に努める
22	災害時等の燃料供給等に関する協定書【ミータス 株式会社】	H27. 4. 1	可能な範囲で燃料等の優先供給に努める
23	災害時等の燃料供給等に関する協定書【サンイン ダストリアル株式会社】	H27. 4. 1	可能な範囲で燃料等の優先供給に努める
24	災害時等の燃料供給等に関する協定書【日之出石 油株式会社】	H27. 4. 1	可能な範囲で燃料等の優先供給に努める
25	災害時等の燃料供給等に関する協定書【松原油業 株式会社】	H27. 4. 1	可能な範囲で燃料等の優先供給に努める
26	災害時等の燃料供給等に関する協定書【山本石油 株式会社】	H27. 4. 1	可能な範囲で燃料等の優先供給に努める

資料12-3 災害関連協定【上下水道部】

No.	防災関係協定等名称	締結日	備考
1	松原市・羽曳野市水道緊急連絡管に関する協定書 【羽曳野市水道事業管理者】	H19. 2. 1	
2	松原市上下水道部・大阪市水道局災害相互応援に 関する実施協定【大阪市】	H19. 1. 31	
3	大阪広域水道震災対策相互応援協定【36団体】	H31. 4. 1	
4	堺市・松原市水道緊急連絡管に関する協定書【堺 市上下水道】	H30. 4. 2	
5	災害時における応急給水栓設置及び運用に関する 協定【イズミヤ】	H25. 3. 13	

6	堺市・松原市 水道事業に係る災害時等相互応援に関する協定書	H29. 2. 10	
7	災害時等の水道施設の応急復旧に係る資材供給に関する協定書【明和工業㈱】	H28. 4. 1	応急給水に必要な役務・応急復旧に火地様な役務及び資機材の提供等
8	大阪市と松原市の相互応援給水に関する協定書(三宅中7丁目)【大阪市】	H21. 3. 26	災害時の資材の優先的供給体制の構築
9	大阪市と松原市の相互応援給水に関する協定書(長吉川辺4丁目)【大阪市】	H27. 3. 31	
10	松原市・羽曳野市西大塚水道緊急連絡管に関する協定書【羽曳野市水道事業管理者】	H28. 3. 31	

1 3 自衛隊等関係

資料13-1 自衛隊災害派遣要請（撤収要請）依頼書

文 書 番 号 年 月 日
大阪府知事 様
松原市長
自衛隊の災害派遣要請について
災害対策基本法第68条の2の規定により、下記のとおり自衛隊の災害派遣要請を依頼します。
記
<ol style="list-style-type: none"> 1 災害の情况及び派遣を要請する事由 2 派遣を希望する期間 3 派遣を希望する区域及び活動内容 4 その他参考となるべき事項

文 書 番 号
年 月 日

大阪府知事 様

松原市長

自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請について

年 月 日付第 号により依頼した自衛隊の災害派遣要請について、下記のとおり撤収要請を依頼します。

記

- 1 撤収要請日時
- 2 派遣された部隊
- 3 派遣人員及び従事作業の内容
- 4 その他参考となるべき事項

資料13-2 応援部隊受入れ・活動拠点

受 入 拠 点 名	所 在 地	電 話
市民体育館	松原市田井城3丁目1番37号	072-337-0270
松原市民運動広場（付帯施設）	〃 岡7丁目230番地の1	

14 廃棄物等関係

資料14-1 し尿くみ取り許可業者一覧

業 者 名	所 在 地	電 話 番 号	F A X 番 号
脇田清掃 (株)	松原市南新町3丁目1番5号	072-331-4865	072-334-6713
小川清掃社	〃 天美西2丁目9番17号	072-332-3294	072-337-0696
松本清掃社 (株)	〃 岡3丁目3番3号	072-331-2862	072-331-6652
土師清掃社	〃 立部1丁目132番地	072-331-4457	072-335-2281
クリーン関西(株)	〃 小川4丁目17番5号	072-331-1014 072-331-1002	072-330-0765
(有)永田清掃	〃 天美西2丁目4番38号	072-331-4600	072-335-0202
(株)永田商会	〃 天美西5丁目129番地の1	072-336-8181	072-336-8200
岸田清掃(株)	大阪市平野区喜連1-5-40	06-6707-4019	06-6707-4019

資料14-2 浄化槽清掃業の許可業者一覧

業 者 名	所 在 地	電 話 番 号	F A X 番 号
脇田清掃 (株)	松原市南新町3丁目1番5号	072-331-4865	072-334-6713
小川工業(株)	〃 天美西2丁目9番17号	072-332-3294	072-337-0696
松本清掃社 (株)	〃 岡3丁目3番3号	072-331-2862	072-331-6652
土師清掃社	〃 立部1丁目132番地	072-331-4457	072-335-2281
クリーン関西(株)	〃 小川4丁目17番5号	072-331-1014 072-331-1002	072-330-0765
(有)永田清掃	〃 天美西2丁目4番38号	072-331-4600	072-335-0202
(株)永田商会	〃 天美西5丁目129番地の1	072-336-8181	072-336-8200
岸田清掃(株)	大阪市平野区喜連1-5-40	072-331-8691	06-6707-4019
平野工業所	大阪市平野区長吉川辺2-北4-28	06-6708-7822	06-6708-7858
新生和光(株)	八尾市沼2丁目135番地	072-949-9603	072-948-2392
柿本工業(株)	大阪市東住吉区中野1-14-24	06-6702-2722	06-6704-1180

資料14-3 し尿処理施設一覧

1 処理施設

名 称	所 在 地	電 話 番 号
松原市サニテーション	松原市天美西7丁目-217番地 (今池水みらいセンター内)	072-331-7773

資料14-4 ごみ処理施設

名 称	所 在 地	電話番号
松原市分別（資源化）センター	松原市別所9-1-6	072-335-8055

資料14-5 清掃車両等一覧

市 所 有 車 両	台 数
パッカー車	18台
ミニダンプ	9台
垂直パワーゲート	1台
ホイールローダー	2台
アームロール車	1台
ダンプ車	1台

資料14-6 ごみ処理委託業者一覧

令和2年4月1日現在

委 託 業 者	住 所	電 話 番 号
大道興業(株)	松原市三宅西1丁目341番3号	072-332-0023
土師清掃(株)	松原市立部1丁目132番地	072-331-4457
脇田清掃(株)	松原市南新町3丁目1番5号	072-331-4865

15 様式等関係

資料15-1 「火災・災害等即報要領」に基づく被害報告様式

第1号様式 (火災)

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

※ 特定の事故を除く

火災種別	1. 建物 2. 林野 3. 車両 4. 船舶 5. 航空機 6. その他					
出火場所						
出火日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)		(鎮圧日時) 鎮火日時	(月 日 時 分) 月 日 時 分		
火元の業態・用途			事業所名 (代表者氏名)			
出火箇所			出火原因			
死傷者	死者(性別・年齢)		人	死者の生じた理由		
	負傷者	重症	人			
		中等症	人			
		軽症	人			
建物の概要	構造階層		建築面積	m ²		
			延べ面積	m ²		
焼損程度	焼損棟数	全焼棟	棟 計 棟	焼損面積	建物焼損床面積	m ²
		半焼棟			建物焼損表面積	m ²
		部分焼			林野焼損面積	ha
		ぼや				
り災世帯数			世帯	気象状況		
消防活動状況	消防本部(署)		台	人		
	消防団		台	人		
	その他(消防防災ヘリコプター等)		台・機	人		
救急・救助活動状況						
災害対策本部等の設置状況						
その他参考事項						

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第2号様式（特定の事故）

第 報

- 事故名 {
- 1. 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
 - 2. 危険物等に係る事故
 - 3. 原子力施設等に係る事故
 - 4. その他特定の事故

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市 町 村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名 _____

事故種別	1. 火災 2. 爆発 3. 漏えい 4. その他 ()				
発生場所					
事業所名	特別防災区域	〔レイアウト第一種、第一種 第二種、その他〕			
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	発見日時	月 日 時 分		
		鎮火日時 (処理完了)	月 日 時 分 (月 日 時 分)		
消防覚知方法	気象状況				
物質の区分	1. 危険物 2. 指定可燃物 3. 高压ガス 4. 可燃性ガス 5. 毒劇物 6. RI等 7. その他 ()	物質名			
施設の区分	1. 危険物施設 2. 高危混在施設 3. 高压ガス施設 4. その他 ()				
施設の概要	危険物施設の区分				
事故の概要					
死 傷 者	死者 (性別・年齢)	人	負傷者等 人 (人)		
			重症 人 (人)		
			中等症 人 (人)		
			軽症 人 (人)		
消防防災活動 状況及び 救急・救助 活動状況	警戒区域の設定 月 日 時 分 使用停止命令 月 日 時 分	出 場 機 関	出場人員	出場資機材	
		事業所	自衛防災組織	人	
			共同防災組織	人	
			そ の 他	人	
		消防本部(署)	台人		
		消 防 団	台人		
		消防防災ヘリコプター	機人		
		海上保安庁	人		
		自 衛 隊	人		
そ の 他	人				
災害対策本部 等の設置状況					
その他参考事項					

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨〔「未確認」等〕を記入して

報告すれば足りること。)

第3号様式 (救急・救助事故・武力攻撃災害等)

第 報

報告日時	年月日時分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対応事態における災害			
発生場所				
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	覚知方法		
事故等の概要				
死傷者等	死者(性別・年齢)	負傷者等 人(人)		
	計 人	{ 重症 人(人) 中等症 人(人) 軽症 人(人)		
不明	人			
救助活動の要否				
要救護者数(見込)		救助人員		
消防・救急 救助活動状況				
災害対策本部等の 設置状況				
その他参考事項				

(注) 負傷者等欄の()書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第4号様式 (その1)

(災害概況即報)

消防庁受信者氏名

災害名 (第 報)

報告日時	年 月 日 時 分
都 道 府 県	
市 町 村 (消防本部名)	
報告者名	

災 害 の 概 況	発生場所			発生日時	月 日 時 分							
被 害 の 状 況	人的被害	死者	人	重傷	人	全壊	棟	床上浸水	棟			
		うち 災害関連死者数	人		軽傷		人		半壊	棟	床下浸水	棟
		不明	人									
119番通報の件数												
応 急 対 策 の 状 況	災害対策本部等の設置状況	(都道府県)			(市町村)							
	消防機関等の活動状況	(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)										
	自衛隊派遣要請の状況											
	その他都道府県又は市町村が講じた応急対策											

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第4号様式 (その2)

(被害状況即報)

都 道 府 県			区 分			被 害	
災 害 名 ・ 報 告 番 号	災害名		そ の 他	田	流失・埋没	ha	
	第 報				冠 水	ha	
	(月 日 時現在)			畑	流失・埋没	ha	
					冠 水	ha	
報 告 者 名		学 校		箇所			
区 分		被 害		病 院		箇所	
区 分		被 害		道 路		箇所	
人 的 被 害	死 者	人	橋 り よ う		箇所		
		うち災害関連死者	人	河 川		箇所	
	行 方 不 明 者		人	港 湾		箇所	
	負傷者	重 症	人	砂 防		箇所	
軽 傷		人	清 掃 施 設		箇所		
住 家 被 害	全 壊		棟	崖 く ず れ		箇所	
			世帯	鉄 道 不 通		箇所	
			人	被 害 船 舶 隻			
	半 壊		棟	水 道 戸			
			世帯	電 話 回線			
			人	電 気 戸			
一 部 破 損		棟	ガ ス 戸				
		世帯	ブ ロ ッ ク 塀 等		箇所		
		人					
床 上 浸 水		棟	り 災 世 帯 数		世帯		
		世帯	り 災 者 数		人		
		人	火 建 物 件				
床 下 浸 水		棟					
		世帯					
		人					

非住家	公共建物棟			災害発生	危険物件		
	その他棟				その他件		

区分		被害		災害対策本部等の設置状況	都道府県	
公立文教施設	千円					
農林水産業施設	千円					
公共土木施設	千円					
その他の公共施設	千円					
小計	千円					
公共施設被害市町村数	団体					
その他の	農産被害	千円		災害適用市町村助村法名	計	団体
	林産被害	千円				
	畜産被害	千円				
	水産被害	千円				
	商工被害	千円				
	その他	千円				
被害総額		千円		119番通報件数		
災害の概況						
応急対策の状況	動消防機関等の状況	(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)				

資料編

	自衛隊の災害派遣	その他
--	----------	-----

※1 被害額は省略することができるものとする。

※2 119番通報の件数は、10件単位で、例えば約10件、30件、50件(50件を超える場合は多数)と記入すること。

資料15-2 被害認定統一基準

被害種類	被害認定統一基準（H13.6.28 内閣府政策統括官通知）
死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、または死体を確認することができないが死亡したことが確実なものとする。 （H13.6.28 内閣府政策統括官通知）
行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるものとする。 （H13.6.28 内閣府政策統括官通知）
重傷者 軽傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受けまたは受ける必要のあるものうち、「重傷者」とは1月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは1月未満で治療できる見込みの者とする。 （H13.6.28 内閣府政策統括官通知）
住家全壊 （全焼・全流出）	住家その居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。 （災害に係る住家の被害認定基準運用指針【令和3年3月】）
住家半壊 （半焼）	住家その居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。 （災害に係る住家の被害認定基準運用指針【令和3年3月】）
大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の50%以上70%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。 （災害に係る住家の被害認定基準運用指針【令和3年3月】）
中規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の30%以上50%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものとする。 （令和2年12月4日付け府政防1746号「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について」）
半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上30%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上30%未満のものとする。 （災害に係る住家の被害認定基準運用指針【令和3年3月】）

一部損壊 (準半壊)	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。 (災害に係る住家の被害認定基準運用指針【令和3年3月】)
住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。 (H13.6.28 内閣府政策統括官通知)
非住家	住家以外の建築物をいうものとする。 なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。 (H13.6.28 内閣府政策統括官通知)

(注)

- 1 住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物または完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。
- 2 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。
- 3 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

16 その他

資料16-1 市内指定文化財等一覧

1 国登録

(有形文化財)

名 称	所 在 地
中山家住宅	松原市別所6丁目7番6号
田中家住宅	松原市南新町1丁目7番33号
田中家住宅	松原市高見の里3丁目9番21号
嶋田家住宅	松原市天美東8丁目3番1号

2 府指定

(有形文化財)

名 称	所 在 地
布忍神社本殿 附；木片（寛文3年銘）	松原市北新町2丁目4番11号

(天然記念物)

名 称	所 在 地
来迎寺のいぶき	松原市丹南3丁目1番22号

3 市指定

(有形文化財)

名 称	所 在 地
布忍神社 布忍八景扁額	松原市北新町2丁目4番11号
大林寺 木造 十一面観音立像	松原市北新町1丁目10番5号
栄久寺 紙本墨書 教如上人消息	松原市立部1丁目4番8号
西方寺 木造 阿弥陀如来立像	松原市三宅中5丁目11番16号
西方寺 木造 阿弥陀如来立像	松原市三宅中5丁目11番16号
西方寺 木造 十一面観音立像	松原市三宅中5丁目11番16号
来迎寺 紙本著色 融通念仏縁起絵巻	松原市丹南3丁目1番22号
来迎寺 木造 阿弥陀如来立像	松原市丹南3丁目1番22号

資料16-2 災害救助法による救助の程度・方法及び期間並びに実費弁償の基準

別表第1 (大阪府災害救助法施行細則第3条等関係)

(最新改正 令和3年規則第93号)

救助の種類		救助の程度及び方法	救助の期間
避難所及び 応急仮設住 宅の供与	避難所	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。 2 学校、公民館等既存建物を利用するのを原則とするが、これら適当な建物を得難いときは、野外に仮小屋を設置し、天幕を設営し、又はその他の適切な方法により実施する。 3 設置のため支出することができる費用は、設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費とし、1人1日につき330円以内とする。 4 福祉避難所（高齢者、障がい者等（以下「高齢者等」という。）であつて避難所での避難生活において特別な配慮を必要とするものに供与する避難所をいう。）を設置した場合は、3の金額に、特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費を加算することができる。 5 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル、旅館等宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができる。 	災害発生の日から7日以内

	<p>応急仮設住宅</p>	<p>住家が全壊し、全焼し、又は流失し、居住する住家がない者で、かつ、自らの資力では住家を得ることができないものに、次に掲げる住宅を供与する。</p> <p>○ 建設型応急住宅（次に掲げる方法により建設して供与するものをいう。以下同じ。）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 設置に当たっては、原則として、公有地を利用すること。ただし、適当な公有地を利用することが困難な場合は、民有地を利用することができる。 2 1戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、知事が地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のために支出することができる費用は、設置にかかる原材料費、労務費、附帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、5,714,000円以内とする。 3 同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置した場合は居住者の集会等に利用するための施設を設置でき、50戸未満の場合でも戸数に応じた小規模な施設を設置することができる。 4 福祉仮設住宅（老人福祉法（昭和38年法律第533号）第5条の2第2項に規定する老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であって、日常の生活上特別な配慮を要する2人以上のものに供与する施設をいう。）を建設型応急住宅として設置することができる。 5 災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに設置する。 6 供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出することができる費用は、当該地域における実費とする。 <p>○ 賃貸型応急住宅（次に掲げる方法により民間賃貸住宅を借上げて供与するものをいう。）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 1戸当たりの規模は、世帯の人数に応じて一口に定める規模に準ずることとし、その借上げのために支出することができる費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、又は火災保険等その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とする。 2 災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借上げ、提供しなければならない。 	<p>完成の日から2年以内</p>
<p>炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給</p>	<p>炊出しその他による食品の給与</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難所に避難している者又は住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者（以下この項において「被災者」という。）に対して行う。 2 被災者が直ちに食することができる現物による。 3 支出することができる費用は、主食、副食、燃料等の経費とし、1人1日につき1,160円以内とする。 	<p>災害発生の日から7日以内</p>
	<p>飲料水の供給</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害のため現に飲料水を得ることができない者に対して行う。 2 支出することができる費用は、水の購入費並びに給水及び浄水に必要な機械及び器具の借上費、修繕費、燃料費並びに薬品及び資材の費用とし、当該地域における通常の実費とする。 	<p>災害発生の日から7日以内</p>

被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	<p>1 住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼若しくは床上浸水（土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。以下同じ。）又は全島避難等（一定の地域の全ての居住者等が避難等をするをいう。）により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失し、又は損傷したこと等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行う。</p> <p>2 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行う。</p> <p>イ 被服、寝具及び身の回り品</p> <p>ロ 日用品</p> <p>ハ 炊事用具及び食器</p> <p>ニ 光熱材料</p> <p>3 支出することができる費用は、季別及び世帯区分により、1世帯につき次の表に掲げる額の範囲内とする。</p>	災害発生の日から10日以内
----------------------	---	---------------

区 分	季別	世 帯 区 分					
		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算する額
住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯	夏季	円 18,800	円 24,200	円 35,800	円 42,800	円 54,200	円 7,900
	冬季	31,200	40,400	56,200	65,700	82,700	11,400
住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯	夏季	6,100	8,300	12,400	15,100	19,000	2,600
	冬季	10,000	13,000	18,400	21,900	27,600	3,600

備考 「夏季」とは4月1日から9月30日までに災害が発生した場合をいい、「冬季」とは10月1日から翌年3月31日までに災害が発生した場合をいう。

医療及び助産	医 療	<p>1 災害のため医療のみちを失った者に対して応急的に処置する。</p> <p>2 救護班によって行う。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合においては、医師、薬剤師等の医療関係者又は施術者（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）に規定するあん摩マッサージ指圧師、はり師若しくはきゅう師又は柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に規定する柔道整復師をいう。以下同じ。）が、病院若しくは診療所又は施術所（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律又は柔道整復師法に規定する施術所をいう。以下同じ。）において行うことができる。</p> <p>3 次の範囲内において行う。</p> <p>イ 診療</p> <p>ロ 薬剤又は治療材料の支給</p> <p>ハ 処置、手術その他の治療及び施術</p> <p>ニ 病院若しくは診療所又は施術所への収容</p> <p>ホ 看護</p> <p>4 支出することができる費用は、次のとおりとする。</p> <p>イ 救護班による場合 使用した薬剤、治療材料及び破損した医療器具の修繕費等の実費</p> <p>ロ 病院又は診療所による場合 国民健康保険の診療報酬の額以内</p> <p>ハ 施術所による場合 協定料金の額以内</p>	災害発生の日から14日以内
	助 産	<p>1 災害発生の日以前7日以内又は当該日以後7日以内に分べんした者であって、災害のため助産のみちを失ったものに対して行う。</p> <p>2 次の範囲内において行う。</p> <p>イ 分べんの介助</p> <p>ロ 分べん前及び分べん後の処置</p> <p>ハ 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給</p> <p>3 支出することができる費用は、次のとおりとする。</p> <p>イ 救護班等による場合 使用した衛生材料等の実費</p> <p>ロ 助産師による場合 慣行料金の100分の80以内の額</p>	分べんした日から7日以内
被災者の救出		<p>1 災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、救出する。</p> <p>2 支出することができる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。</p>	災害発生の日から3日以内

被災した住宅の応急修理	<p>1 災害のため住家が半壊し、半焼し、若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行う。</p> <p>2 居室、炊事場、便所等の日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもって行う。</p> <p>3 支出することができる費用は、一世帯につき 次に掲げる額以内とする。</p> <p>イ ロに掲げる世帯以外の世帯 595,000円</p> <p>ロ 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 300,000円</p>	災害発生の日から1月以内
生業に必要な資金の貸与	<p>1 住家が全壊し、全焼し、又は流失し、災害のため生業の手段を失った世帯に対して行う。</p> <p>2 生業を営むために必要な機械、器具、資材等を購入するための費用に充てるものであって、生業の見込みが確実な具体的事業計画があり、償還能力のある者に対して貸与する。</p> <p>3 貸付することができる金額は、次の額以内とする。</p> <p>イ 生業費 1件につき 30,000円</p> <p>ロ 就職支度費 1件につき 15,000円</p> <p>4 貸付期間は2年以内で、利子は無利子とする。</p>	災害発生の日から1月以内

学用品の給与	<p>1 住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水による喪失、損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校の児童（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童を含む。以下同じ。）、中学校の生徒（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等の生徒等（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、専修学校及び各種学校の生徒並びに高等専門学校の学生をいう。以下同じ。）に対して行う。</p> <p>2 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において、現物をもって行う。</p> <p>イ 教科書 ロ 文房具 ハ 通学用品</p> <p>3 支出することができる費用は、次の額以内とする。</p> <p>イ 教科書代</p> <p>(1) 小学校の児童及び中学校の生徒 教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）第2条第1項に規定する教科書及び当該教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費</p> <p>(2) 高等学校等の生徒等 正規の授業で使用する教材を給与するための実費</p> <p>ロ 文房具費及び通学用品費</p> <p>(1) 小学校の児童 1人につき 4,500円 (2) 中学校の生徒 1人につき 4,800円 (3) 高等学校等の生徒等 1人につき 5,200円</p>	災害発生日から、教科書については1月以内、その他の学用品については15日以内
埋葬	<p>1 災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行う。</p> <p>2 次の範囲内において、原則として棺又は棺材等の現物をもって行う。</p> <p>イ 棺（附属品を含む。） ロ 埋葬及び火葬（賃金職員等雇上費を含む。） ハ 骨つぼ及び骨箱</p> <p>3 支出することができる費用は、一体につき大人 215,200円以内、小人 172,000円以内とする。</p>	災害発生日から10日以内
死体の搜索	<p>1 災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して行う。</p> <p>2 支出することができる費用は、舟艇その他搜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。</p>	災害発生日から10日以内

<p>死体の処理</p>	<p>1 災害の際死亡した者について、死体に関する処理を行う。</p> <p>2 次の範囲内において行う。</p> <p>イ 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置</p> <p>ロ 検案</p> <p>ハ 死体の一時保存</p> <p>3 検案は、原則として救護班によって行う。</p> <p>4 支出することができる費用は、次のとおりとする。</p> <p>イ 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用 1体につき 3,500円以内</p> <p>ロ 死体の一時保存のための費用</p> <p>(1) 既存建物を利用する場合 当該施設の借上費について通常の実費</p> <p>(2) 既存建物を利用することができない場合 1体につき 5,400円以内</p> <p>(3) ドライアイスの購入費等の経費が必要な場合 当該地域における通常の実費を加算することができる。</p> <p>ハ 救護班により検案ができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内</p>	<p>災害発生の 日から10日 以内</p>
<p>災害によって住居又はその 周辺に運ばれた障害物の除 去</p>	<p>1 居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運び込まれているため、一時的に居住することができない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することができない者に対して行う。</p> <p>2 支出することができる費用は、各市町村の区域において要したロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、障害物の除去を行った当該市町村の区域内の一世帯につき137,900円以内とする。</p>	<p>災害発生の 日から10日 以内</p>
<p>救助のための輸送費及び賃 金職員等雇上費</p>	<p>1 次の範囲内において行う。</p> <p>イ 被災者(法第四条第二項の救助にあつては、避難者)の避難に係る支援</p> <p>ロ 医療及び助産</p> <p>ハ 被災者の救出</p> <p>ニ 飲料水の供給</p> <p>ホ 死体の搜索</p> <p>ヘ 死体の処理</p> <p>ト 救助用物資の整理配分</p> <p>2 支出することができる費用は、当該地域における通常の実費とする。</p>	<p>当該救助の 実施が認め られる期間 以内</p>

備考 救助の期間については、やむを得ない特別の事情のあるときは、延長することがある。

別表第2（第4条関係）

救助業務従事者の区分		実 費 弁 償 の 額		
		日 当	時間外勤務手当	旅 費
政令第4条第1号から第4号までに掲げる者	医師及び歯科医師	22,500円	日当の額を7.75で除して得た額を勤務時間1時間当たりの給与額として職員の給与に関する条例（昭和40年大阪府条例第35号）第21条第2項の規定により算定した額以内	職員の旅費に関する条例（昭和40年大阪府条例第37号）による指定職等の職務にある者以外の者の額相当額以内
	薬剤師	16,600円		
	保健師、助産師、看護師及び准看護師	17,500円		
	診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士	16,600円		
	救急救命士	14,100円		
	土木技術者及び建築技術者	15,200円		
	大工	21,700円		
	左官	23,000円		
	とび職	24,800円		
政令第4条第5号から第10号までに掲げる者		業者のその地域における慣行料金による支出実績に、手数料としてその100分の3の額を加算した額以内		

別表第3（第5条関係）

対 象 者	支 給 基 礎 額
政令第8条第2項第2号に規定する労働基準法（昭和22年法律第49号）に規定する労働者でない者	事故発生の日前1年間におけるその者の所得（通常得ている所得以外の所得を除く。以下同じ。）の額を365で除して得た額に相当する額とする。ただし、その者の所得額が、その地方で同様の事業を営み、又は同様の業務に従事する者の事故発生の日から1年間の所得の平均額を365で除して得た額（以下「標準収入額」という。）を超えるときは、原則として標準収入額に相当する額とする。
政令第8条第2項第3号に規定する救助に関する業務に協力した者	<ol style="list-style-type: none"> 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令（昭和27年政令第429号。以下「警察協力者令」という。）第5条第2項に規定する額に相当する額とする。 事故の発生した日において他に生計のみちがなく、主として政令第8条第2項第3号に規定する協力者（以下「協力者」という。）の扶助を受けていた者を扶養親族とし、扶養親族のある協力者については、1の金額に警察協力者令第5条第3項に定める額を加算する。

資料16-3 気象庁震度階級関連解説表

人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなると歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが増える。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。 揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7	—	固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

木造建物(住宅)の状況

震度 階級	木造建物(住宅)	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

(注1) 木造建物(住宅)の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年(1981年)以前は耐震性が低く、昭和57年(1982年)以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁(割り竹下地)、モルタル仕上壁(ラス、金網下地を含む)を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

(注3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年(2008年)岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

鉄筋コンクリート造建物の状況

震度 階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5強	—	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

(注1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年(1981年)以前は耐震性が低く、昭和57年(1982年)以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱	亀裂 ^{※1} や液状化 ^{※2} が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5強		
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある ^{※3} 。
7		

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター(マイコンメーター)では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある*。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある*。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。(安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。)
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況(ふくそう)が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

* 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

大規模構造物への影響

長周期地震動※による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いこと、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング(タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象)が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※ 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなる可能性がある。

(注) 1 気象庁震度階級関連解説表から抜粋

2 ライフラインの [] 内の事項は、電気、ガス、水道の供給状況を参考として記載したものである。